

ロンドンデリ侯の炭礦経営と一八四四年労働争議

和田, 一夫
一橋大学博士課程

<https://doi.org/10.15017/13628>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 7, pp.1-47, 1976-10-15. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

ロンドンデリ侯の炭礦経営と一八四四年労働争議

和 田 一 夫

〔目 次〕

- I 序 言
- II イギリス石炭産業の概括的動向
 - (1) 産業革命とイギリス石炭産業
 - (2) 石炭産出地域の分布
- III 北東部石炭産業の展開
 - (1) 中心地域の推移
 - (2) 「ヴェンド」による規制
- IV ロンドンデリ侯の炭礦経営
 - (1) 参入事情
 - (2) 炭礦経営の拡大
 - ① 新坑の掘削
 - ② シーアム・ハーバー築港
 - (3) 経営の悪化
 - ① 石炭販売収入の低下
 - ② 原 因
- V 一八四四年争議とロンドンデリ侯
 - 経営悪化への対応 —
 - (1) 炭礦労働者の労働条件
 - ① 労働力の構成と雇用構造
 - ② 労働 日
 - ③ 賃 金
 - ④ 生活条件

- (2) 一八四四年争議の発生とその経過
 - ① 争議の発生
 - ② 争議の経過
 - (3) ロンドンデリ侯の対応
 - ① ロンドンデリ侯の炭礦経営に対する労働争議の影響
 - ② ロンドンデリ侯の対応
- VI 結 語

I 序 言

チャーティスト運動は一八四二年の第二次請願がウィックとトリーにより葬り去られ、同年のスタッフォドシャー、ランカシャーでのストライキが弾圧によつて終止符を打つや、沈滞期にはいつた。こうした時期にチャーティスト達が大きな期待を一時よせたのが、一八四四年四月にイングラント北東部炭田で生じた炭礦労働者による闘争であった。(1) 本論文はこの労働争議における苛酷な弾圧者としてエンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』以来、喧伝されてきた第三代ロンドンデリ侯 the third Marquis of Londonderry (一七七八—一八五四)の炭礦経営を対象としてとりあげ、この争議において彼が弾圧者として行動した理由を経営内容と関わらしめて把握しようとするものである。当時、北東部炭田では炭礦主達が一種の販売規制である《the Limitation of the Vend》——以下、「ヴェンド」と略記——を結成し、(2) 石炭の積送りを実質的に支配していたが、この「ヴェ

「ヴェンド」は一八四四年争議の直後に崩壊し去った。そして、この「ヴェンド」を崩壊にいたらせる行動をとったのが、やはりロンドンデリー侯であった。したがって、ロンドンデリー侯の炭礦経営を対象としてとりあげ一八四四年争議との関連で追求することは、「ヴェンド」崩壊の原因についても一定の解明を与えることとなる。

ところで、イギリス石炭産業史の研究が他産業のそれに比し手薄であること、しかもこの事情は産業革命・産業資本確立期に関して特にあてはまることは研究史を顧みるまでもない。⁽³⁾したがって、われわれはイギリス石炭産業全体について、また北東部石炭産業や「ヴェンド」の規制について考察を加えてロンドンデリー侯の炭礦経営の背景について理解をえておく必要がある。その後、*Londonderry papers* 等を用いてロンドンデリー侯の炭礦経営について述べることにしたい。

なお、この *Londonderry papers* という資料は一九六三年に Durham County Record Office の依頼に応じて第九代ロンドンデリー侯が同 Record Office に寄託したものである。この結果、従来分散していた同家の資料が一ヶ所に集められ、龐大なマニュスクリプトの利用が可能となった。加えて、同資料に関するカタログが公刊され、⁽⁴⁾資料全体の概観が一応把握できるとともに利用が容易となった。一九世紀前半のイギリス炭礦企業ほとんどが零細なものであり残存している資料も少なく、こうした資料的制約のためか、一九世紀前半の個別炭礦を対象とする研究は極めて少ない。後述するようにロンドンデリー侯の炭礦は、当時のイギリスにおける石炭生産者の中心地域に立地した大炭礦の一つであり、しかも *Londonderry Papers* という内部資料が利用しうる極めて数少ない一例である。勿論、S.C. ニュートン編のカタログを手懸りとして *Londonderry Papers* を利用せざるを得なかったのであるから、その利用も極めて制約されたものであった。本論文がロンドンデリー侯の炭礦経営そのものの詳細な経営分析をおこ

なっていないのは既述した視角からはそこまでの分析を必要としなかったことにもよるが、こうした資料利用上の制約にもよるのである。

註

- (1) 本論文で「北東部炭田」と呼ぶのは、ダラム、ノーサンバーランド両州にまたがる炭田のことである。
- (2) *The Limitation of the Vend* は研究史上、通常「ニールカスル・ヴェンド」*Newcastle Vend* と呼ばれている。
- (3) 簡単には、拙稿「書評 吉村朔夫著『イギリス炭鉱労働史の研究』」（『エネルギー史研究ノート』4号（一九七四年））参照。
- (4) S.C. Newton (ed.), *The Londonderry Papers: Catalogue of the Documents Deposited in the Durham County Record Office by the 9th Marquess of Londonderry* (Durham County Council, 1969) なお、本資料からの引用に際してはこのカタログの分類番号を付記する。（例 D/Lo/E 484…）

Ⅱ イギリス石炭産業の概括的動向

(1) 産業革命とイギリス石炭産業

イギリスでは石炭採掘の歴史は古く、既に一三世紀には始まったが、木材・薪炭に代って石炭の使用が一般化したのは一六世紀中葉以降のことであった。⁽¹⁾ 石炭は家庭用燃料として広範に用いられるようになっただけでなく、製塩業、ガラス工業、煉瓦製造業等々の鉄の精錬を除くほとんどすべての工業に用いられることになったのである。その結果、石炭需要の急増に促され、石炭生産が急速に展開した。しかし、この石炭需要の増大という事実それ自体は、従来の木材への需要が石炭によって代替された事態を反映したものでしかなく、石炭市場は家庭用炭市場を基軸として展開したといえよう。こうした石炭市

場の展開において一大画期をなしたのは、産業革命を機とした動力用炭市場・原料炭市場の展開であった。

産業革命期は一面ではエネルギーが水力から蒸気力へと決定的に移行する時期でもある。イギリス産業革命が綿業を基軸として達成されたことは既に幾多の研究によって確認されているが、この綿業において一七九〇年代にクロンプトンのミュールが本格的に導入されはじめ、蒸気機関の利用と相俟って『本来的機械体系』が完成するのである。(2) この蒸気機関の動力源こそが石炭であり、蒸気機関の普及は石炭の需要を飛躍的に増大させた。しかも、この蒸気機関は鉄道、汽船を出現させたのであり、まさしく「蒸気機関は、イギリスの広大な炭層をはじめで重要なものとした」(3) (F・エンゲルス)のであった。

また製鉄業においては一八世紀末にH・コートのパドル炉によって精練にコークスを使用されることになり、石炭・鉄の結合が技術的基礎を確立した。(4) 加えて、送風用動力として蒸気機関が使用されることにより、製鉄業の発展は石炭需要を急増させた。しかも綿業の場合と異なり製鉄業の展開は動力用炭市場の展開を促しただけにとどまらず、原料炭市場をも展開させたのである。かくして、従来の家庭用炭を基軸とした石炭の需要構造は大きく変化し、多様化することになった。(5) と同時に、イギリス石炭産業はイギリス経済を主導する二大産業部門たる綿業、製鉄業に緊密に結びつくことによりイギリス国民経済の再生産軌道に定置されたのであった。

註

- (1) Robert L. Galloway, *A History of Coal Mining in Great Britain*, 1882, repr., Newton Abbot, 1963, chap. I & chap. III, Do., *Annals of Coal Mining and the Coal Trade*, First series, 1898, repr., Newton Abbot, 1971, chap. III & chap. IV
- J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, vols.

I & II, London, 1932 を参照。

- (2) さしあたり、吉岡昭彦稿「産業革命の展開」(山中・豊崎監修『経済政策講座』2「経済政策の史的展開」(有斐閣、昭和三年))七九一八〇頁を参照。

- (3) エンゲルス著、武田隆夫訳『イギリスにおける労働階級の状態』(新潮社、昭和三五年)三六頁。

- (4) さしあたり、桑原莞爾稿「製鉄業」(吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』(御茶の水書房、一九六八年)第三章)を参照。なお次の叙述にも留意されたい。「石炭を燃料として溶鉱する場合には、少なくとも二つの解決しなければならぬ問題がある。その第一は、石炭は木炭のもたない不純物とくに硫黄を含有しており、これが鉄を可鍛性のないものにするので、まずこの硫黄が鉄に入り込まないように処理されねばならないという問題である。……第二の問題は、木炭より燃えにくい石炭、ないしこの石炭よりも一層燃えにくいコークスをいかにして有効に燃焼させるかという問題である。」(堀江英一編著『イギリス工場制度の成立』一〇一—一〇二頁)この第一の問題がコークスの使用によって、第二の問題が蒸気機関を用いた送風機構の確立によって解決されたのである。

- (5) 「一八三〇年以前では石炭の最大の需要は家庭の燃料用、次いで煉瓦製造業、製パン業、醸造業などの家内工業用であった。鉄工業でさえ全体の一〇—一五%ぐらいを消費するにすぎなかった。ところが一八三〇—六五年には木綿工業における蒸気機関の普及、蒸気機関車、蒸気船の発達があつた。それについて鉄工業の消費量も約三〇%に達した」のである。(河野・飯沼編『世界資本主義の形成』(岩波書店、昭和四二年)一四五頁) P・ディーンとW・A・コールの推計によれば、一八四〇年の石炭消費は「一般製造業……三二・五%、家庭用消費……三一・五%、製飲業……二五%、鉱山業……三%、蒸気船……一・五%、ガス・電気……一・五%、それに輸出……

五%であった。(P. Deane & W. A. Cole, *British Economic Growth 1688—1959*, Cambridge, 2nd ed., 1967, P. 219)

(6) 吉岡昭彦編著、前掲書、序章参照。

(2) 石炭産出地域の分布

われわれが対象とする時期のイギリスにおける炭田の分布について概観を得ておくことにしたい。図Iは一八三〇年の「石炭業調査特別委員会報告書」に掲載されたものの縮図であるが、(1) これは内陸水運に関心を抱いたフレドリック・ページ Fredric Page なる人物が一〇一二年間イングランド中を旅し、石炭が産出地域とどの程度離れた地域で消費されているのかを示すために一八二八年頃に作成したものである。(2) 作製者の目的から地図には各炭田が市場としていた地域が記入されている。したがって図Iを参照することで、当該期のイギリスにおける石炭産出地域の分布、及びその各々が市場としていた地域が具体的に把握できよう。

図Iから北東部炭田が極めて広大な地域を市場として把握していたことがわかる。また表Iから窺えるように、北東部炭田はただ単に広大な地域を市場としていただけでなくその生産量も他地域を——少なくとも一八世紀末までは——圧倒していたのである。このように北東部炭田が広大な地域を市場として確保し生産量も多かつたのは、タイン川、ウイア川という航行可能な河川により北海に出て、海路により石炭を輸出することができ、炭層が当時の採掘技術により採掘可能かつ水運利用可能な場所に存在していたからであった。(3)

この立地条件に恵まれた北東部炭田こそが、石炭が木材にとつて代った時期よりイギリス石炭産業の中心となつてきた炭田なのであつた。《inland coal》(4)の販路は輸送手段が発達していない時期では極めて限定されたものであり、爆発的な成長をとげたといわれる一六世紀後

表I 地域別出炭量の推移

年代 地域	1551 - 60		1681 - 90		1781 - 90		1901 - 10	
	出炭量 トン	%	出炭量 トン	%	出炭量 トン	%	出炭量 トン	%
Durham & Northumberland	65,000	31	1,225,000	41	3,000,000	29	50,000,000	21
Scotland	40,000	19	475,000	16	1,600,000	15	37,000,000	15
Wales	20,000	10	200,000	7	800,000	8	50,000,000	21
Midland	65,000	31	850,000	29	4,000,000	39	100,180,000	41
Cumberland	6,000	2	100,000	3	500,000	5	2,120,000	1
その他	14,000	7	132,000	4	395,000	4	2,610,000	1

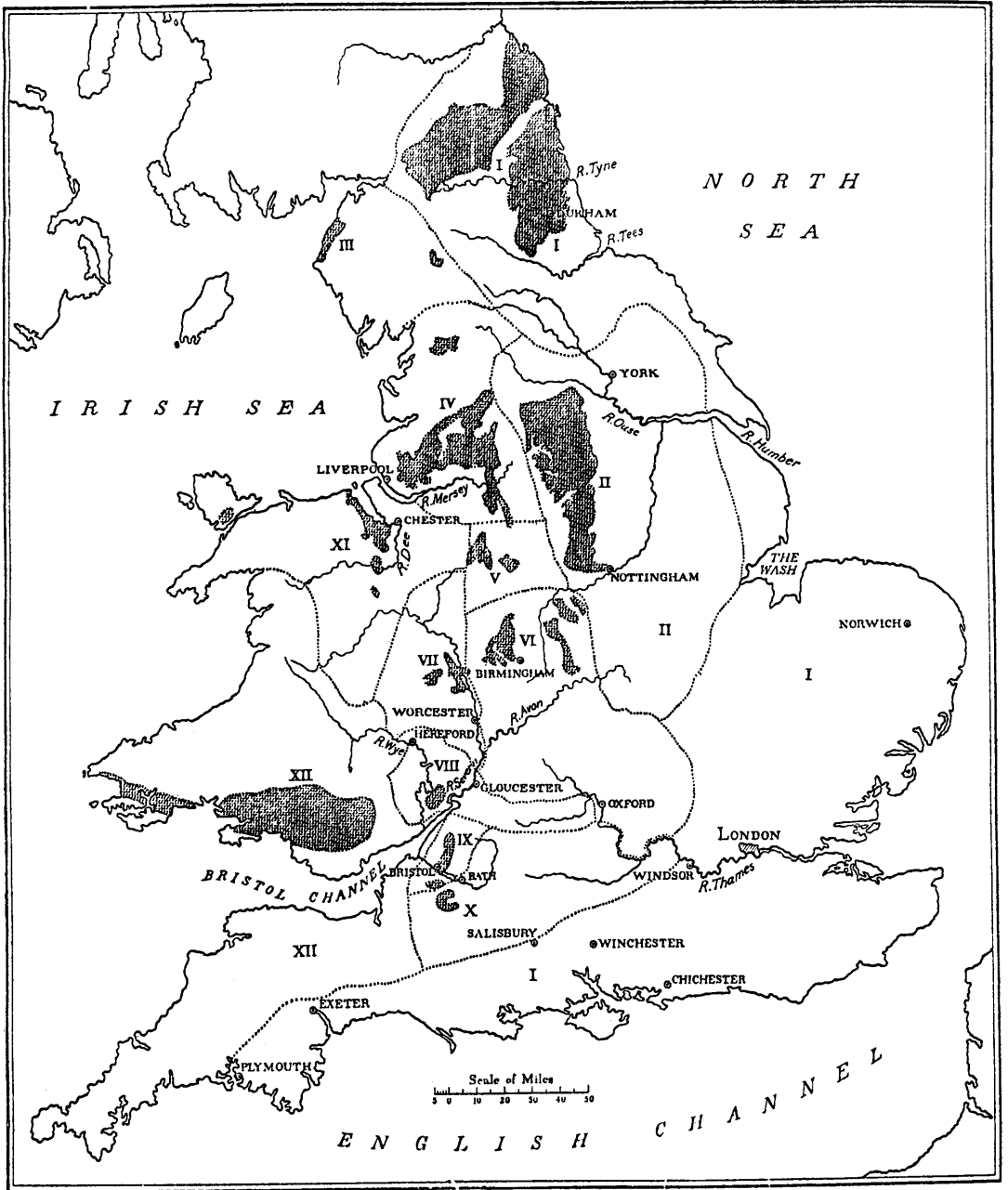
但し、Miblands の中には、Yorkshire, Lancashire, Cheshire, Derbyshire, Nottingham Shorpsire, Staffordshire, Worcestershire, Warwickshire, Leicestershire, Rutlandshire を含んでいる。

[J.U.Nef, *The Rise of British Coal Industry*, London, 1932, Vol. I . p.p. 19-20 より作成]

半の時期に急激な展開を遂げたのも輸送費の割安であつた《sea-borne coal》(5) 就中、北東部から産出される石炭であつた。(6) そして、この事情は、その後も輸送手段が発達するまでは——とりわけ鉄道が普及するまでは——基本的に変化はなかつたといえよう。

しかし、石炭需要の急増は一八世紀末からの運河建設を促し、また輸送手段の発展は各地での石炭資源の開発を促進することとなつた。

図I 石炭産出地域の分布 [出典は註(1)参照]



図で黒くぬってあるところが炭田。その炭田を含み点線でかこまれている地域が当該炭田の市場とする地域であり、たとえば北東部炭田はロンドンを含むイングランド南東部沿岸地域を市場としていることになる。

その結果、北東部がその地理的優位によつて保持していた市場も、次第に他地域の炭田により蚕食されはじめていた。一九世紀初頭にもなる「タイン川、ウィア川の炭礦主達は、自分達が以前とは全く異なる状況にいることに気づき始めていた。彼等は最早、石炭業を完全に手中にはしていなかった。自分達の意志で自分達の石炭価格を完全し販売を規制することも最早できなかった。競争者は、あちこちで出現した。課税を免れている「inland coal」によつて、並びに、今やかなりの取引になっているウェイルズの「sea-borne coal」によつて、彼等が以前に保持していた市場から、年々、次第に追い出されつつあった」(7)といわれる程の状況に北東部はおかれていたのである。とはいえ、いまだ、北東部炭田が市場とする広大な地域及び北東部炭の市場占有率の高さは他炭田を圧していたことに注目しなければならない。

註

(1) 図一は、*Report of the Select Committee on the State of the Coal Trade* 及び J.H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain: The Early Railway Age 1820—1850*, 2nd ed., facing page 236 に縮小され転載されているものを複製したものである。

(2) 1830, *Report … on the State of the Coal Trade*, p. 291

(3) さしあたり、桑原莞爾稿「一七、八世紀のイギリス石炭産業史に関する覚え書」(『歴史』「東北史学会」第二六輯、一九六三年)一八一—一九頁を参照。

(4) 「sea-borne coal」と対比的に使用される。「land-sale coal」(「← sea-sale coal」) が用いられる場合がある。陸上輸送(「↑ 水上輸送」)により市場にもたらされる石炭を指す。

(5) 註(4)参照

(6) 「(sea-sale)炭」と「land-sale)炭をくらべてみると、一六

世紀半でも一七世紀末でも、総取引量においては後者が大であるにも拘わらず、このあいだの伸び率を問題とするかぎり、前者は完全に後者を圧倒しており、なかでもニューカスル・ロンドン石炭取引量は全く比較に絶する拡大をとげている……ニューカスル・ロンドン取引の拡大こそは、石炭業のいわゆる『爆発的発達』の波頭をなすものであった」(田中豊治著『イギリス絶対王政期の産業構造』「岩波書店、昭和四三年」二六三頁。
Robert L. Galloway, *op. cit.*, p. 457

Ⅲ 北東部石炭産業の展開

(1) 中心地域の推移

北東部炭田における石炭採掘は極めて古くからおこなわれていたのみならず、北東部炭田の出炭量は一九世紀初頭でも他炭田をはるかに凌ぐものであった。しかし、北東部炭田における石炭採掘は一定の地域でおこなわれてきたものではなく、時期を経るとともに石炭採掘の中心地域も移動していった。以下において、我々は北東部地域の炭層の賦存状況に關説しつつ、石炭採掘の中心地域の推移について述べることにしたい。(1)

北東部炭田全体の形状はほぼ三角形であった。(以下の説明においては図Ⅱ参照。)すなわち、いわは Workworth——図Ⅱでは一番上方——を三角形の頂点、Hartlepool——地図Ⅱでは右下——と Woodland Fell——図Ⅱでは左下——とを結ぶ線を底辺とした三角形に擬せられるのである。この三角形の上部では炭層の露頭が海岸線近くを走り、三角形の下部になるにつれ——つまり、ダラム州の方に南下するにしたがつて——炭層の露頭は海岸線を離れたところを走っている。すなわち、タイン川の南部では Gateshead と Coxhoe を結ぶ線の西側に炭層の露頭は限られており、しかもその露頭がある地

域は溪谷により深くえぐられた地域である。また、ダラム州南東部では八〇〇と九〇〇フィートに及ぶこともあるマグネシア石灰岩層によって炭層がおおわれている。(図Ⅱで横線が引かれている地域) また、この炭田にはティン川を横切る巨大な断層「九〇尋断層」*Ninety Fathom Dyke*があったことも付言しておく。

以上が北東部炭田の地質的特徴の概略であるが、北東部で最初に重要性を帯びた炭層はハイ・メイン層 *High Main Seam* といわれる第一級の家庭用炭を産出する炭層である。(北東部炭田の炭層についての詳細は表Ⅱ参照) それ故、この炭層の露頭がある地域、加えて輸送の便がよいところでは活発に採掘がおこなわれたのであった。

「ヘンリー八世の治世の末(つまり、一六世紀中葉)には、ほとんどの 'ship's coal' が河川に近く、ニューカスルの真向いにあるウィックム・マナーとゲイツヘッド・マナー *the manors of Whickam and Gateshead* 内で掘られた炭礦からのものであった」⁽²⁾ と言われ、「一七世紀末にはダラム、ノーサンバランドで産出された全石炭の約三分の二はニューカスル地域のものであった」⁽³⁾ と述べられるようになったのも、もっぱらこのハイ・メイン層の採掘によるものであり、ハイ・メイン層の露頭がその流域近辺にあるティン川流域、就中、ニューカスル地域が北東部における初期の石炭採掘の中心地域になったのである。一八世紀には排水過程に蒸気機関が導入され、さらに一七九〇年代には捲揚過程への蒸気機関の導入による生産体系の決定的変革がおこなわれたが、⁽⁴⁾ これらの新技術の導入・普及はティン川流域の石炭採掘可能地域を拡大するとともに、他方でウィア川流域における石炭採掘をも進展させた。とはいえ、依然として輸送手段が未発達なことに制約され、北東部における石炭採掘は馬車道 *wagon ways* による短距離の輸送で石炭を船積場 *staples* に運びうる地域——通常は、河川の船積場から二〜三マイルの地域——に局限されて

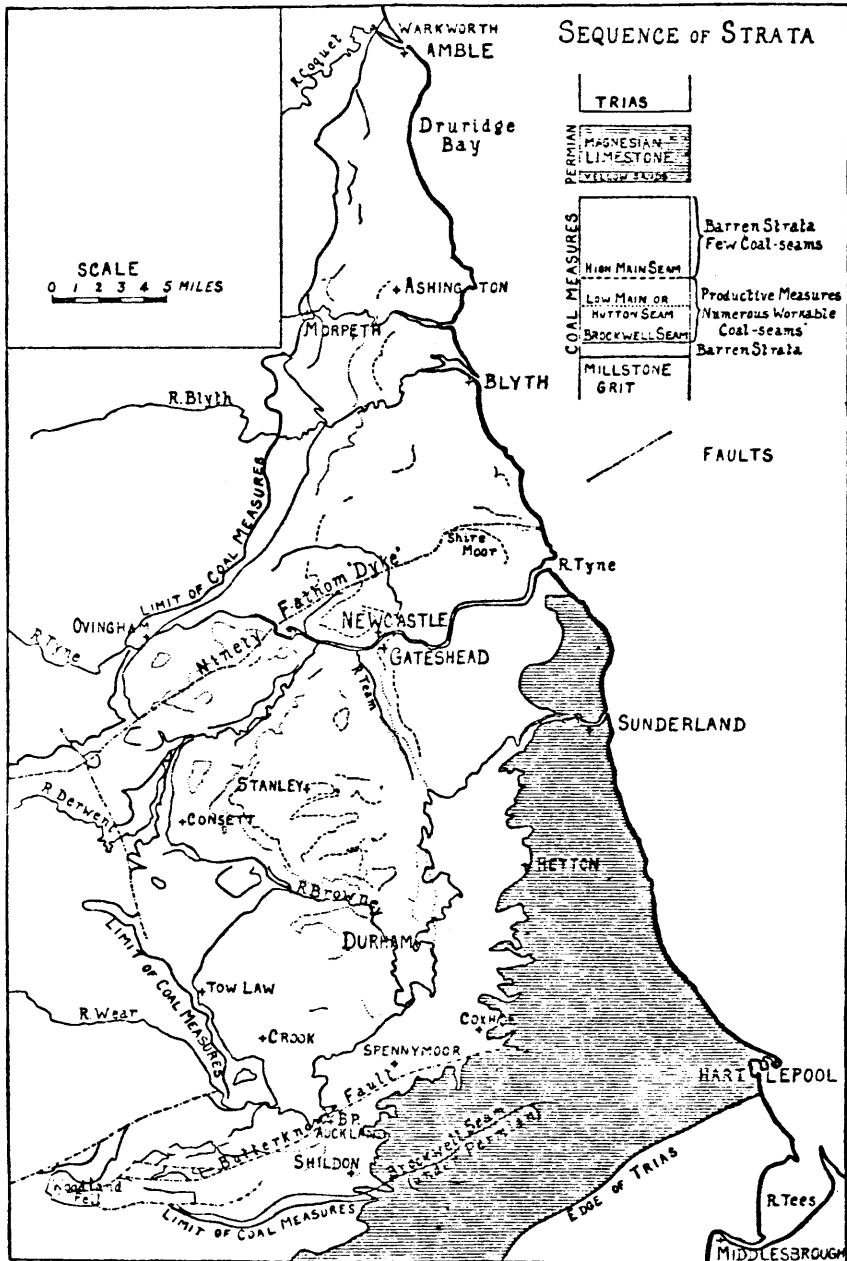
いたのであった。⁽⁵⁾

ウィア川流域の石炭採掘は一七世紀初頭より発展を開始し、一八世紀末にはティン川流域とならび北東部の二大中心地域となりつつあったが、⁽⁶⁾ ウィア川流域で採掘される炭層はメイン層 *Main Seam*、ファイブ・クォーター層 *Five Quarter Seam* であって、ティン川流域のハイ・メイン層から出炭する石炭に較べて質の劣る家庭用炭であった。したがって、一九世紀初頭では炭質の面からしても依然としてティン川流域の炭礦が北東部石炭業の中心をなしていた。⁽⁷⁾ しかし、

一八二〇年代に至りウィア川流域とティン川流域との立場が逆転することになった。ウィア川流域の炭礦ではメイン層、ファイブ・クォーター層の下層にあたるハットン層 *Hutton Seam* を採掘することによって、ティン川流域のハイ・メイン層の石炭と質的に対等な石炭を手にすることができた。更にダラム州南東部にあるマグネシア石灰岩層の下にもハットン層が存在することが一八二〇年代の初頭に確認されたのである。しかも、この時期にはティン川流域の炭礦ではハイ・メイン層が涸渇しかかっていたのである。したがって、一八二〇年代にもなると北東部炭田における石炭採掘——就中、家庭用炭の採掘——の中心地域はウィア川流域の炭礦、とりわけダラム州の南東部へと移っていったのである。⁽⁸⁾

勿論、産業革命を機にした石炭需要構造の変動は北東部地域の石炭採掘にも影響を与えてはいた。たとえば、一八三〇年代にはボイラ用炭 *steam coal* の需要が「九〇尋断層」の北側での採掘を促進し、以前には採掘する価値がないと考えられていた炭層にまで採掘が進められたのであった。そのことが北東部全体に新炭礦を群生させもした。しかしながら北東部全体としてみれば、やはりウィア川東岸で特に活発に採掘がおこなわれていったのである。ティン川流域におけるハイ・メイン層の涸渇という状況はこの地域の発展に極めて有利に作用

図II 北東部炭田の地質



出典： Arthur E. Smailes, "The Development of the Northumberland—and Durham Coalfield", *The Scottish Geographical Magazine*, vol. 51, No. 4 (July 15, 1935), Map I

表Ⅱ 北東部炭田の炭層

Newcastle の東側	タ イ ン 川											ウ イ ア 川							
	炭層の厚さ			Newcastle の西側									Chester-le-street の東側			Chester-le-street の西側			
	炭層間の距離	地表からの深さ	炭層の厚さ	Tanfield 地域	炭層間の距離	地表からの深さ	炭層の厚さ	Ryton, Walbottle 地域	炭層間の距離	地表からの深さ	炭層の厚さ	Houton-le-Spring 地域	炭層間の距離	地表からの深さ	炭層の厚さ	Pelton, Beamish 地域	炭層間の距離	地表からの深さ	炭層の厚さ
炭層名	fath.	fath.	ft.in.	炭層名	fath	fath	ft.in.	炭層名	fath.	fath.	ft.in.	炭層名	fath.	fath.	ft.in.	炭層名			
The Monkton or Hebburn Fell Seam	12	12	2 10	露 頭				露 頭				露 頭				露 頭			
The Three-quarter Coal	82	94	1 2									Three quarter Coal	68	68	1 8	Shield Row Seam	19	19	4 0
The High Main Coal	50	124	6 0	Shield Row Seam	36	36	4 10	同 上				Five-quarter Coal	14	82	3 6	Five-quarter Seam	12	27	4 6
The Metal Coal	7	131	3 0	United aud from the Five quarter Seam	12	48	4 2	同 上				Upper or High Main	11 1/2	93 1/2	6 0	Main Coal or Brass Thill	10	37	4 7
Stone Coal	7	158	0 8	Brass Thill Seam	7	55	4 10	同 上				Maudlin Coal	11 1/2	105	5 9	Supposed to be united and from the Hutton Seam	22	59	4 3
The Yard Coal	10	148	3 0	United and from the Hutton Seam	28	83	6 6	同 上				未 発 見							
Bensham Seam	12	160	4 8									Low Main	10 1/2	115 1/2	2 0				
Six-quarter Coal	15	175	2 6	Low Main	7	40	3 0	Grand Lease Main Coal	11	11	6 6	Hutton Seam	14	129 1/2	3 9	Low Main	5	64	4 0
Five-quarter Coal	4	179	2 8	未 発 見				Crow Coal	10 1/2	21 1/2	2 3	未 発 見				未 発 見			
Low Main Coal	6	185	6 0	同 上				Five-quarter Coal	3 1/2	25	3 8	同 上				同 上			
未 発 見				Harvey's Low Main or Bubby Bank Seam	40	130	6 0	{ Townley Main, Upper Main or Engine Seam	22	47	3 10	Beaumont Seam	22 1/2	152	2 0	同 上			
同 上				未 発 見				{ Stone Coal, Five-quarter Seam or Main Coal Main	15	62	2 9	未 発 見				同 上			
Beaumont Seam	28	213	2 10	同 上				{ Unde Five-quarter Seam	3 1/2	65 1/2	3 4	同 上				同 上			
未 発 見				同 上				{ The Three-quarter Seam	4	69 1/2	2 6	同 上				同 上			
同 上				同 上				{ The Brockwell Horsely Wood or Splint Coal Seam	9	78 1/2	3 2	同 上				同 上			
同 上																			

ゴシック体の炭層が1850年頃に北東部炭田で採掘がおこなわれていた炭層。

出典：1830年、Report of the Select Committee on the State of the Coal Trade, Appendix No.27

し、ファトフィールド Fatfield やペンショウ Peshaw¹⁾の石炭積込
波止場近辺の旧来から石炭採掘がおこなわれていた地域に新たな生命
を吹きこんだだけにとどまらず、レイントン Rainton、ピッティンク
トン Pitington 地域に南方へと、マグネシア石灰岩層の下層の採掘に
東方へと地域的に拡大し採掘が活発におこなわれることとなった。⁽⁹⁾
(図Ⅲ参照)

ウィア川流域及びダラム州南東部に新たに掘削された炭礦群は輸送
手段の整備を促し、新たな馬車道の建設や港湾の整備・拡張あるいは
新しい港湾の建設が行なわれたりしたのである。これらの輸送手段の
整備、とりわけ鉄道の導入等によってティーズ川流域の炭礦も急速に
発展してくることになる。

註

(1) 以下の論述に関しては次の論稿に大きく依拠している。

- (1) Arthur E. Smailes, "The Development of the Northumberland and Durham Coalfield", *The Scottish Geographical Magazine*, vol. 51, No. 4 (July 15, 1935)
- (2) J. U. Nef, *op. cit.*, pp. 313 vol. III, pp. 25—26.
- (3) *Ibid.*, p. 29
- (4) Robert L. Galloway, *op. cit.*, pp. 313—314 なお、イギリス石炭産業の技術的展開をあつかった日本語の文献として次の論稿をあげておこう。阿部功稿「石炭業における『構築物』と『施設』」(『経済論叢』〔京都大学〕第一〇二巻第三号〔一九六八年〕)、「体系的切羽と機械採炭」(『経済論叢』〔京都大学〕第一〇二巻第四号〔一九六八年〕)
- (5) Arthur E. Smailes, *op. cit.*, pp. 204—205
- (6) 桑原莞爾「前掲稿」一九頁。
- (7) Arthur E. Smailes, *op. cit.*, p. 205
- (8) *Ibid.*, p. 205 タイン川地域からウィア川地域へを中心の

移行、およびそれを決定的にしたマグネシア石灰岩層の下にお
けるハットン層の発見については R. L. Galloway, *op. cit.*, p. 447f
が詳し。

(9) Arthur E. Smailes, *op. cit.*, p. 206

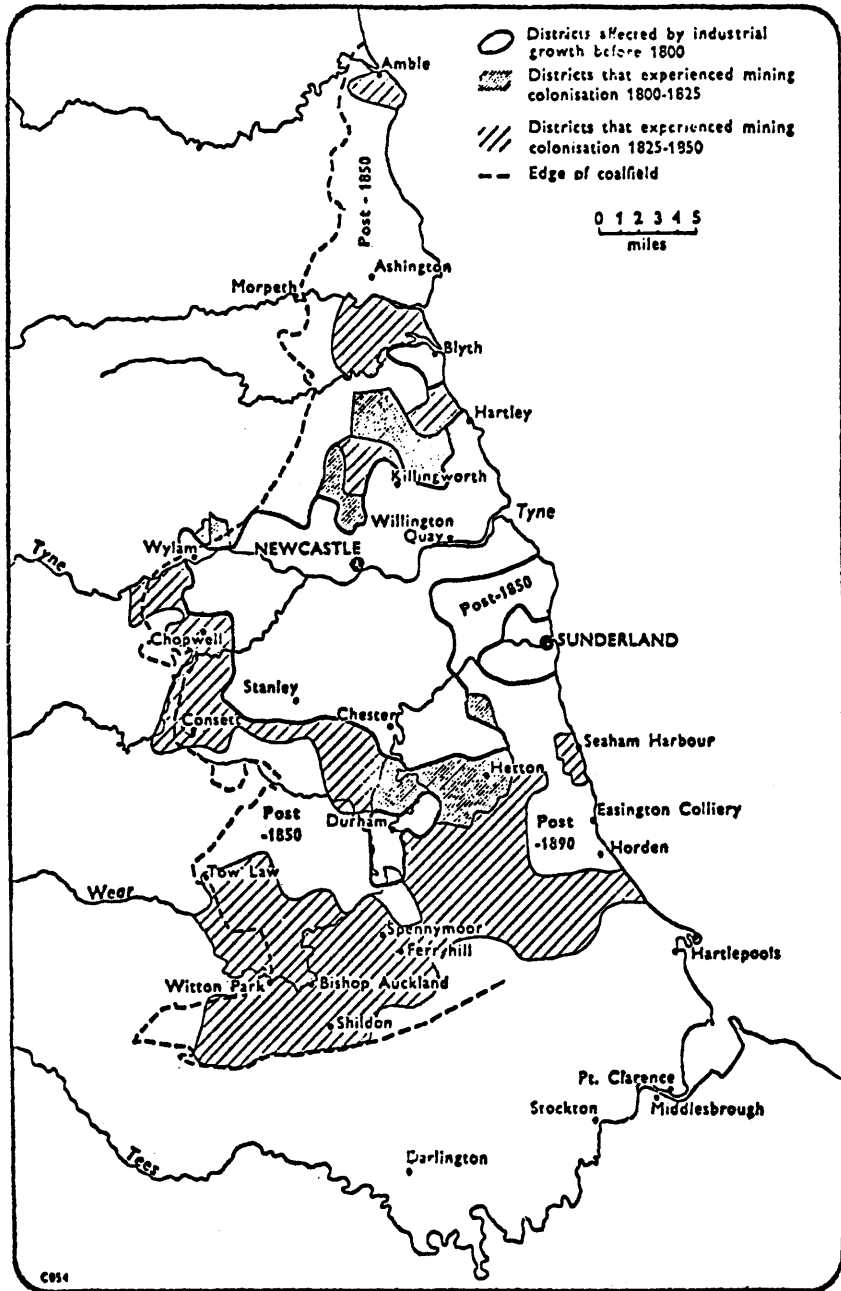
(2) 「ヴェンド」による規制

① 「ヴェンド」の成立・展開

北東部における石炭採掘はその中心地域を移動しながら展開した。
しかし、北東部における石炭業の展開は単に炭層等の自然的諸条件に
よつてのみ規定されたものではなかった。それどころか、北東部の石
炭業の展開を特徴づけたものは、北東部の炭礦主達によつて形成され
た「ヴェンド」に他ならなかったということができよう。P・M・ス
ウィーजीに先駆けてこの「ヴェンド」に関する詳細な研究をおこな
ったH・レヴィによれば、「炭坑業での最初の結合はイングリランド北
部の炭坑所有者によつて形成された『ニューカスル・ヴェンド』の名
で知られる独占組織であつて、ティン、ティーズ、ウィア地方の炭田
と、北東岸・ロンドン間の石炭の積送りを支配していた。ニューカス
ル炭はロンドンの石炭取引を独占していて、そこでの供給は単一の販
売組織によつておこなわれていた。このカルテルは前世紀(一九世
紀……引用者)の三〇年代に力の絶頂に達した……。ニューカスル・
ヴェンドは単なる紳士協定ではなかった。それは規約・組織のきちん
としたカルテルで、価格を設定し、生産割当分を各炭坑所有者に振り
分けて、その一定の比率を市場に出すことになつていた」⁽¹⁾のである。
そしてこの「ヴェンド」は一七七一年に成立し、それ以後、断続的に
ではあるが一八四五年に至るまで存続し、北東部の石炭業を規制し続
けたのであつた。⁽²⁾

「ヴェンド」が断続的ではあれ長期にわたり存続した要因につい

図Ⅲ 北東部炭田における石炭採掘の展開



[出典： A.E.Smailes, *North England*, 1960, p.164]

て触れておきたい。これに関して、H・レヴィは次の二点をあげている。「第一に生産地域は協定 Association (「ヴェンド」のこと……引用者)の統一的なプランによって運営され、しかもアウトサイダーが実質的な競争をおこなって価格を下落させ、この決定を無駄にしないようにするものでなければならなかった。第二にニューカスルがお山の大將 *cock of the walk* である市場、つまり支配しうる市場、したがって国内・国外であれ他の生産者あるいは生産者団体が無視しえないほどの競争を引き起すことはできない故に、そこにおける価格を決定することができる市場を見出すことが必要であった。」(3) たしかに、H・レヴィが主張するように、「生産の独占」「市場の独占」こそは「ヴェンド」存続の基盤であったことは認めねばなるまい。だが、これだけで「ヴェンド」存続を説明することはできない。すなわち、北東部が生産を「独占」、市場を「独占」しえたのは、炭層の賦存状況、水運の便によるところが大きかったのである。換言すれば北東部による市場・生産の「独占」とは、鉄道等の輸送手段が未発達な段階における立地条件の優位によるものに他ならなかった。したがって、北東部が他地域に先駆けて石炭生産を展開することができた理由、あるいは「ヴェンド」成立の背景については「生産の独占」「市場の独占」から説明しても、北東部の炭礦主が単なる「紳士協定」ではない「ヴェンド」に結集した理由、あるいは北東部の炭礦主が「ヴェンド」に参加せざるを得なかった要因について、それらは何等積極的に説明するものとはいえないであろう。

「ヴェンド」成立の要因に関して、次の証言に注目したい。「われわれは炭礦を二、三ヶ月間、あるいは十二ヶ月間停止しても、巨大な費用がかかりません。労働者は十二ヶ月間雇用されているのであり、エンジンは炭礦から水を汲み上げねばなりません。」(4) つまり、炭礦

では出炭を完全に停止しても、その炭礦を完全に放棄しなければ排水等の維持費の支出は避けられない。加えて、投下資本規模が巨大であり、(5) 投下資本は土地と一体化され処分が困難である。したがって、投下資本を無に帰す炭礦の放棄を避けるためには、炭礦主は一定程度の損失をたとえ計上しても主な費用価格をまかなえる限り石炭の生産・販売を続行せざるをえない。こうした事情に規定され、炭礦主は価格低落を防ぐために販売競争を制限し、価格の大幅な変動を避け、価格の維持——しかも可能な限りの高価格の維持——を実現する機構として「ヴェンド」の成立をはかると考えられる。(6) 輸送手段が未発達で、いまだ全面的な炭田間の競争が生じていない段階において、別言すれば北東部が生産・市場を「独占」することが可能であった段階において、特異な資本構成にもとづく経営的要請から、北東部の炭礦主は価格調節機構として「ヴェンド」を成立・存続させたといえよう。

註

- (1) ヘルマン・レヴィ著、高橋哲雄訳『イギリスとドイツ——類似性と対照性——』(未來社、一九七四年)六二—六三頁。但し、地名表記は本論文の表記に改めた。
 - (2) 成立年に関して、ハモンド夫妻のように一七八六年をあげる研究者もいる。(Cf. J.L. Hammond, *The Skilled Labourer* 1760—1832, 1919, p.24) しかし、一八二〇年以前の「ヴェンド」の歴史については、同時代人の示す「ヴェンド」の機能していた年、していない年が矛盾していることなどから明確にはつがた。 (Cf. P.M. Sweezy, *Monopoly and Competition in the English Coal Trade*, Cambridge, Mass., 1938, pp.39—41)
- 一八二〇年以後「ヴェンド」が全期間にわたって、あるいは一部の期間、機能していなかった年は、一八二一、一八二四、一八二六、一八二九、一八三三、一八三四年であった。
- Ibid.*, p.41)

(3) H. Levy, *Monopolies, Cartels and Trusts in British Industry*, 1927, repr. London, 1968, p. 110.

(4) 1830(9) 冊, *Report from the Select Committee of the House of Lords Appointed to Taken into Consideration the State of the Coal Trade in the United Kingdom*, p. 15
なぞ、同報告書、五五頁の J. Buddle の証言を参照。

(5) 一八二〇年代末の J. Buddle の証言によれば、一坑の掘削費

用に三万ポンド以上かかる場合があるといわれている。彼の言によれば炭礦の資本投下額は一万〜一五万ポンドである。(Ibid., p. 34) 北東部炭田の事情に精通している一匿名氏によれば、

一八四〇年代初頭には北東部における一流の炭礦とは五〇万ポンド、二流の炭礦で二〇万ポンド、三流で四万から六万ポンド、八、〇〇〇〜二万五、〇〇〇ポンドの投下資本では四流といわれた。

(1843[508] XII, *Miland Mining Commission, First Report*,

South Staffordshire, p. cv)

(6) P. M. Sweezy, *op. cit.*, pp. 34—36. 及び 1836(502) XI,

Report from the Select Committee on the Coal Trade, QQ

122, 142, 143

② 「ヴェント」の規制

競争を制限し価格調節機構として機能し得るために「ヴェント」は如何なる規制方法をとっていたのかについて考察を加えておきたい。(1) 「ヴェント」の規制方法に関しては二つの側面、すなわち価格と販売量を考慮する必要がある。

価格の決定に関しては、「ヴェント」の協定に入る前に最上炭を産出する炭礦主が販売価格を指定し、次にそれ以下の炭質の産出者が順次、決定したという。(2) 「我々は価格を規制しない。我々はそれを炭礦主自身にまかせる」(3)といわれる所以である。これは石炭の需要が主に家庭用炭を中心にして発達し、炭質によって価格の序列が社会的

に定まっていたことによるのである。したがって、この価格決定に関しては「ヴェント」内部で問題となることはあまりなかったといわれる。勿論、価格の決定は全く無条件でなされたのではなかった。他地域からの石炭が市場に流入する限界にまで炭価を高く維持しておくように考えられており、(4) もし価格の設定が高すぎて他地域からの競争が生じるようであれば訂正されることになったのである。(5)

販売量の調整は、最初に各炭礦間の販売量の相対的比率を固定しておき、この比率を崩さずに——この比率に応じて総販売量を分配することによって——現実の市場変動を考慮にいれながら販売する絶対量を決定していくという極めて巧妙な方策がとられていた。一八二九年以降になると各炭礦を査定し、その生産能力、炭質等々が「ヴェント」を実際に機能させている《committee》に報告され、その報告に基づき相対的な販売量が各炭礦に割り当てられたが、この炭礦に割り当てられた相対的販売量が《basis》と呼ばれたものである。勿論、《basis》の決定に異議があった場合には「仲裁者」が任命され、彼等の決定により最終的に決定された。(6) この《basis》を基準として現実の販売量が決定されたのであり、市場の動向に留意しながら《committee》が二週間に一度ずつ、《basis》に対する一定の割合を表示する《issues》を「ヴェント」加盟の全炭礦に一律に指示した。その指示に基づき各炭礦は二週間以内に《committee》により許されただけの石炭を販売するのである。P・M・スウィージーが例をあげて説明しているので引用しておく。

「A氏が五万ニューカスル・チョコレートロンの《basis》を割り当てられている。《committee》が月の初めに集まり、次の二週間の《issues》は一、〇〇〇につき二五と決定する。このことは、その期間内にA氏は自分の《basis》の一、〇〇〇に二五チョコレートロン、つまり計一、二五〇チョコレートロンを販売しようということ

を意味する。《basis》が一万チャールドロンのB氏ならば二五〇チャールドロンの販売だけが同じ期間に許されるだろう。等々。」(7)

この《basis》と《issues》とを組み合わせることによって「ヴェンド」は各炭礦間の均衡を協定に入った時の状態に保持する一方、市場の動向をみきわめつつ価格維持を達成しようとしたのであった。

註

(1) 「ヴェンド」の規制に関しては、既にH・レヴィ、P・M・スウィーシーの研究によって一応、紹介されているので、ここでは本論文に關係する限りでその概要を説明するにとどめておきたい。

(2) 「諸君が利益のあがると考える価格を北(東)部で固定するのはどういった原理によつてであるか? —我々は(現在ではウイア川から船積みしている)最上炭の所有者を協定に入る前に呼び、彼等が自分の石炭を販売する予定の価格を述べさせる。他の石炭所有者が自分の石炭を販売する価格を述べることができるときに、そうすることが必要なのである。」

[1836(502) XI, Report.....on the State of the Coal Trade, Q.14]

(3) *Ibid.*, Q.15.

(4) *Ibid.*, QQ. 122, 142& 143

(5) 「一八二八年に固定された価格は大層、高かつたのでただちに競争をひきおこした。すなわち、独占たりえないことがすぐわかつた。ヨークシャー、スコットランドそれにミッドランド諸州からの競争をまねいた。その結果、競争の帰結として石炭の価格を下げざるを得なかつた」*Ibid.*, Q. 124

(6) *Ibid.*, QQ. 637& 638

(7) P. M. Sweezy, *op. cit.*, p. 61 なお、チャールドロン chaldron

は、石炭の「量」を計る単位で、ニューカスル・チャールドロンとロンドン・チャールドロンとの二種類がある。本論文では特にことわらない限り前者である。

IV ロンドンデリ侯の炭礦経営

我々はイギリス石炭産業、及び北東部石炭産業の展開や「ヴェンド」の規制に關するこれまでの考察を前提として、ロンドンデリ侯の炭礦——後述するように北東部の大炭礦——という個別経営を対象として考察を加えることにしたい。だが、ロンドンデリ侯の炭礦経営全般にわたつて論じるわけではない。最初にロンドンデリ侯が如何なる事情で北東部の石炭産業と關係するようになったのかについての説明がなされ、次いで既に論及した北東部における石炭産業の展開の中で彼の炭礦がどのように展開したのが考察される。そのような経営の展開の結果として、経営状態はどのようであつたのかが後の論旨と關連する限りで問われることにならう。

(1) 参入事情

もともとロンドンデリ侯自身は格別、石炭産業——就中、北東部石炭産業——に關係が深い人物というわけではなかつた。それどころか、石炭産業とは全く無縁ともいふべき人物であつた。その彼が炭礦経営と關係をもつていたつたのはダラム州の旧家の娘、フランシス・アン・エミリー・ヴェイン・テンペスト Frances Anne Emily Vane-Tempest (1八一八〇—一八六五)(以下、フランシス・アンと略記)と一八一九年に結婚したことによるものである。というのはフランシス・アンはヴェイン・テンペスト家の炭礦を相続した女性であつたからである。彼女の家の一つであるヴェイン家は石炭産業史上、著名な「グラント・

リース」Grand Lease」⁽²⁾ に関与するなど早くから石炭業との関係があった。また一方のテンペスト家も一八世紀初頭には「Penshaw とダラム市との間の地域、様々の時期において「Penshaw, East Rainton, West Rainton, Pitington, Broomside や近隣の場所を含む」⁽³⁾ 地域——本論文Ⅲ—(1)で述べた如く、タイン川流域でハイ・メイン層が掘掘するにともない北東部における石炭採掘の中心となる地域——において石炭採掘をおこなうようになった。しかも「一七五八年にはテンペスト家はウィア川で二万八六六トロン……(すなわち)五万五〇〇トロン以上の石炭を船積していた」⁽⁴⁾ といわれる程の規模でもあった。フランシス・アンの父がヴェイン・テンペストという姓を名乗り、このヴェイン家、テンペスト家両家の炭礦を含む財産を相続し、後にフランシス・アンが相続した。彼女は当時のイングランドにおける最も巨額な財産を相続する女性の一人であった。⁽⁵⁾ のみならず「ナポレオン戦争が終わった時には「ヴェイン・」テンペスト家の炭礦は既にサンダーランドから「年」約二五万トンの石炭を船積していた。この総船積量を凌駕する企業はなく、ただラムプトン家 the Lambtons の炭礦だけがこれに匹敵する量を船積していた」⁽⁶⁾ といわれる程の炭礦をもその財産の中に含んでいたのである。しかも、それらの炭礦はまさに北東部における石炭採掘の中心地域となる地にあつたことを考えれば、北東部石炭産業に大きな位置を占めることになることがわからう。ロンドンデリ侯はこのフランシス・アンの婚姻により単に炭礦主としてではなく、北東部における屈指の大炭礦主として石炭業と関わりをもつことになつたのである。

註

- (1) 彼女の伝記が、第七代ロンドンデリ侯夫人により書かれてゐる。
 9° Edith, Marchioness of Londonderry, *Frances Anne: The Life and Times of Frances Anne Marchioness of Londonderry*

and Her Husband Charles Third Marquess of Londonderry, London, 1958.

- (2) 「グレイツヘッドとウィッカムの両地域における鉱山のリースがこの世紀「一六世紀」の後半になされたことは、タイン川地域の石炭業の歴史において一つの画期をなすといつてよからう。その重要性から、そのリースは『グラント・リース』という名をうることになつた。そのリースは次第にニューカスル市が所有することになり、タイン川流域における石炭生産の巨大な独占の中核を形成した」(R.L. Galloway, *op. cit.*, p. 93) なお J.U. Nef, *op. cit.*, vol. I, pp. 151—154 を参照。また田中豊治は次のように把握される。「グラント・リース」は『都市』商人層が獲得した炭鉱群の『最上の獲物』であるとともに、北部石炭業地域に成立した彼らの『巨大な独占の中核』ともいわれ、……この時期以降、石炭業をめぐる新たな経済的ないし政治的抗争の焦点を、まさに全機構的な意味で形づくることになるのであつた。……『グラント・リース』の成立によつて、ダーラム司教の石炭業支配は完全に崩壊し、『都市』商人層——このばあいとくにニューカスルのそれ——にたいする敗北は決定的となつたといわねばならない。」(田中豊治前掲書、二一三—二一四頁)
- (3) D/Lo/B 228 *Summary History (typescript) of Londonderry Collieries from 1758, 1946, p. 1.*
- (4) *Ibid.* p. 2
- (5) S.C. Newton (ed.), *op. cit.*, pp. 2—3 Edith, Marchioness of Londonderry, *op. cit.*, pp. 4—7
- (6) A.J. Taylor, "The Third Marquis of Londonderry and the North-Eastern Coal Trade", *Durham University Journal*, XLⅧ (1951), p. 21

(2) 炭礦経営の拡大

① 新坑の掘削

ロンドンデリ侯は一躍にして北東部における屈指の大炭礦主となったのであるが、その炭礦がけつして行き届いた管理の下にあつたわけではなかつた。フランシス・アンによれば「私が未成年であつたころにはすべてが荒れはてており放置されていた」(1)といわれる程だったのである。したがつて、ロンドンデリ侯は婚姻直後、北東部に赴き新たな管理人を任命することで所領・炭礦の整備をはかつたが、炭礦には既に名声が高く當代一流の礦山監督 Coal Viewer であるジョン・バドル John Buddle を迎え整備・拡充を精力的におこなつた。(2) 或る炭礦が一定の出炭能力を維持するにとどまらず、その拡大をはかるとすれば新坑の掘削がおこなわれると考えてよいが、(3) 一八二〇年代から三〇年代中頃までにロンドンデリ侯の炭礦での出炭能力増大に関係ある事実を年表式に示したのが表Ⅲであり、(4) Alexandria Pit, Letch Pit, Londonderry Pit, Buddle Pit, Adolphus Pit, Dor Whitfield Pit, New D Pit の七坑と Broomside colliery が新たに掘削されている。(5) 一八四〇年代前半の資料によればロンドンデリ侯単独で所有する坑 pit の数は一三であり、Broomside colliery を除いてもその過半数にあたる七坑が一八三〇年代から一八四〇年代にかけて掘削されているのであるから、この時期に彼の炭礦では如何に精力的に新坑が掘削されたかが窺えよう。と同時に、これらの炭坑群が全面的に生産を開始する三〇年代以降、彼の炭礦では出炭能力が激増したことを示すものもある。また、こうした新坑の掘削は旧坑での掘進と相俟つて短期・長期の再生産の条件を具備させるが、炭礦経営が本来不安定な要因を内包することを考慮すれば坑数が増加したことによつて彼の経営が安定化の方向に向かつたといえよう。(7)

表Ⅲ ロンドンデリ侯の炭礦における掘削状況

1820年	Pittington Colliery で Five Quarter Seam * の下から、Main Coal Seam * までの掘進が始まる。
1821年	Pittington Colliery で Hig Main * から Maudlrn Seam * までの試錐が始まる。 Nort Pittington Colliery の Adolphus Pit で、坑底より試錐がおこなわれ、Three Quarter * と Five Quarter * を確認。 Rainton Colliery の North Pit で Low Main Seam より試錐がおこなわれ、Hutton Seam * を確認。
1823年	Rainton Colliery で Alexandria Pit の掘進作業が10月22日に始まり、Hutton Seam * に着炭し、1824年8月4日に作業完了。
1824年	この年の夏に Letch Pit が掘削される。
1826年	Nort Pittington Colliery で Londonderry Pit の掘削が4月3日に始まり、Hutton Seam * に着炭し、1828年6月19日に掘削作業を完了。 この頃 Buddle Pit, Adolphus Pit が掘削される。
1830年	Penshaw Colliery で Dor Whitfield Pit の掘削が10月30日に始まり、Hutton Seam * まで掘削された。
1831年	Penshaw Colliery で new D Pit の掘削が始まり、Hutton Seam * までなされた。
1830年代中期に Broomside Colliery が掘削される。	

*は炭層名である。〔出典は註(4)参照〕

註

- (1) Edith Marchioness of Londonderry, *op. cit.*, p. 45. 本書に引用されたフランシス・マンの日記の中の言葉。
- (2) *Ibid.*, p. 45. S. C. Newton (ed.), *op. cit.*, p. 3. 最初はシモン・パドルだけでなく J. Iveson と一緒であったが、ほどなくパドル一人となったように思われる。礦山監督についてはパドル自身の次の返答をみよ。「礦山監督としてあなたがすることになっているのはどんなことですか? 炭礦の採掘、操業の部面に関するあらゆることです。……あなたは炭礦の経営についても意見を出すのですか?—そうです。採掘に関してでもですか?—そうです。」(1830(663) Ⅲ, *Report*……on the *State of the Coal Trade*, p. 270) シモン・パドルは北東部における採炭方式に通気法のパネル式採炭法を導入し、改良をもおこなった極めて有能な技術者であり、後に「石炭業の王」「The King of the Coal Trade」とまでいわれた人物であった。
- (3) 隅谷三喜男著『日本石炭産業分析』(岩波書店、昭和四三年) 四四七頁。
- (4) 表Ⅲは前掲の D/L/o/B 228 の他 W. Fordyce, *A History of Coal, Coke, Coal Fields*……, *Iron, Its Ores, and Processes of Manufacture*……, London, 1860 や *Victoria County History for Counties of Durham*, vol. II 及び T. H. Hair, *A Series of the Collieries in the Counties of Northumberland and Durham*……, 1844, repr. New York, 1969 により推定したものである。もしあたり問題となる炭層については表Ⅱ参照のこと。
- (5) ここで“colliery”と“pit”の用法について触れておこう。「我々は……pits と collieries とを区別することが重要である」と述べてきた。colliery は多くの pits を含むものである。」(1871[C. 435—II] XⅢ, *Report*……*Coal in the United Kingdom*, vol. III, *Report of Committee E*, p. 63) 但し“pit=colliery”の場合

があるためか、厳密に使い分けられているとは限らない。一応資料の原語のままあげた。

- (6) 1843(508) XⅢ, *Midland Mining Commission. First Report. South Staffordshire*, p. cviii. なお同資料でロンドンデリ侯の炭礦につぐ坑数をもつものが、八ないし九であり、それらを除くとほとんどが二〜三坑しかもない炭礦であった。このことから彼の炭礦が北東部の大炭礦であったことが窺えよう。
- (7) 隅谷三喜男、前掲書、四四七頁。W. Fordyce, *op. cit.*, p. 92. はロンドンデリ侯の炭礦についてこの点を強調している。

② シーアム・ハーバー築港

ロンドンデリ侯が結婚した当時、彼の炭礦では「石炭は Penshaw にあるウィア川河畔の Penshaw Staiths にまで運ばれ、そこから川艀 keels、すなわち平底船 flat bottomed boats で(ウィア)川をサンダーランドまで下り、そこで船積され」(1) っていたのであるが、このような石炭輸送方法は彼の炭礦で出炭能力が増大するにつれ、経営上の問題として意識されざるを得なくなつた。彼の炭礦では石炭を地域外へ搬出するために炭車から川艀、川艀から船舶へと二回は積み換えをしなければならず、加えて川艀の輸送能力が小さく、産炭量の増加が川艀による輸送費ばかりかサンダーランドでのドック使用料を増大させたので、石炭積込波止場からサンダーランドまでの輸送が問題となつたのである。この輸送問題に解決を与えたのがシーアム・ハーバー Seaham Harbour の築港であり、このシーアム・ハーバー炭坑を結ぶ鉄道の建設であつた。

ロンドンデリ侯はシーアム・マナーを一八二一年の競売で六三〇〇ポンドで入手し、(2) ウィリアム・チャップマン William Chapman の指揮により一八二八年よりシーアム・ハーバーの築港に着手した。

と同時にロンドンデリ侯の保持する炭鉱である Ranton colliery,

Pittington colliery から産出する石炭を運ぶためにシーアムとレイ

ントンの間の鉄道敷設も始められた。(3) 一八三一年にノース・ドック

North Dock が完成することで、石炭積出港としてシーアム・ハー

バーは機能し始めたが、(4) シーアム・ハーバーがその姿容を整えたの

は一八三五年におけるサウス・ハーバー South Harbour の完成に

よつてであつた。(5) 更に「サンダーランドをすたれさせるだろう」(6)

とまでいわれたシーアム・ハーバーの拡張が一八四四年に始まり

一八四五年一月末に完成した。(7)

シーアム・ハーバーは炭坑と鉄道によつて結ばれることで、ロンドン

デリ侯の炭礦における石炭積出港としての機能を果したが、この港

は他炭礦の石炭船積みにも利用された。例えば、一八三三年には

South Hetton colliery 一八三五年には Haswell colliery がシー

アム・ハーバーより石炭を船積みしている。(8) 既に、本論文のⅢ(1)

で述べた如く一八二〇年代には、ダラム州南東部にあるマグネシア石

灰岩層の下層にある石炭の採掘がおこなわれるようになっており、そ

の地域に立地する炭礦にとつてシーアム・ハーバーは石炭積出港とし

て絶好の位置にあつた。このためシーアム・ハーバーの開港はただ単

にロンドンデリ侯の炭礦経営に便益を与えたとどまらず、他炭礦に

も多大の便益をもたらした。このことはシーアム・ハーバーにおける

石炭の船積みを増加させ、それによつてシーアム・ハーバー使用によ

る収入をロンドンデリ侯の経営にもたらすことにもなつた。(表Ⅳ参

照)(9)

ロンドンデリ侯がシーアム・ハーバーの築港に着手した当時は自由

に処分できる現金が僅か一、五〇〇ポンドであつたといわれ、借入金の

意義の極めて高いことが主張されてきたが、(10) 借入金の意義を余りに

高く評価することには疑問が残ろう。図Ⅳによれば一八四五年までの

表Ⅳ シーアム・ハーバーの収入・費用・利益の動向

(出典は註9参照)

年	収 入			費 用						利 益		
	£	s	d	維 持 費			利 子 支 払			£	s	d
1830	323	16	7	0	0	0	0	0	0	323	16	7
1	3,231	17	0	1,087	0	0				2,144	17	0
2	7,187	11	1	2,973	0	0				4,214	11	1
3	10,904	19	0	3,883	1	0	3,357	18	9	3,663	19	3
4	6,384	19	2	3,967	6	3	464	8	5	1,953	4	6
5	7,936	16	4	610	16	10	1,961	11	8	5,364	7	0
6	9,207	5	7	3,475	7	11	1,700	18	1	4,030	19	7
7	10,033	0	1	4,040	1	9	2,311	19	8	3,680	18	8
8	8,478	6	0	5,036	2	7	2,140	18	5	1,301	5	0
9	9,540	17	9	6,203	8	3	1,987	0	9	1,350	8	9
40	9,968	5	6	4,961	11	9	1,830	14	2	3,175	19	7
1	8,645	17	4	3,744	7	10	1,654	2	1	3,247	7	5
2	10,901	2	0	3,281	15	1	1,261	12	2	6,357	14	9
3	9,828	16	1	4,770	6	8	1,567	1	9	3,491	7	10*
4	11,005	12	10	2,377	9	2	851	0	11	7,777	2	9
5	14,692	3	5	3,069	2	10	1,126	16	9	10,496	3	10

但し、1833年は1834年3月21日まで含む。1834年は残りの期間だけの合計。また1830～33年までの収入欄の数字は Limeworks による収入を含む。本文に述べたことから明らかなように1830年の収入の数字は石炭船積による収入を一切含まず、Lime の販売によるもの。また*の数字は、資料のままである。

表V シーアム・ハーバー築港費の動向

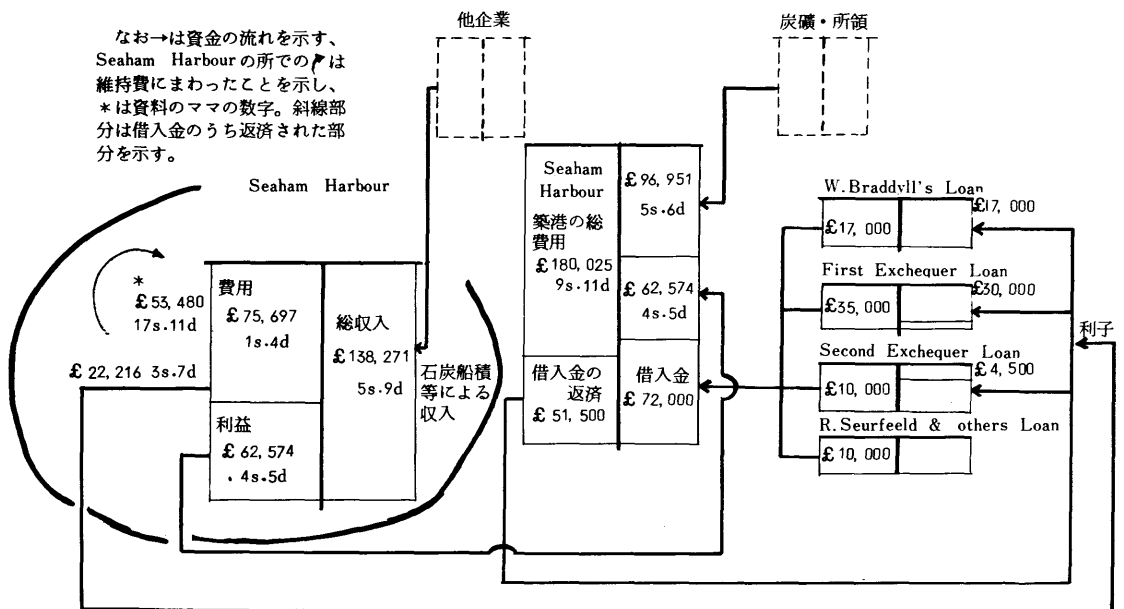
〔出典は註⑫参照〕

年	費用		
	£	s	d
1828	3,379	14	0
9	19,827	13	5
30	28,538	2	2
1	29,632	13	5
2	9,722	10	5
3	14,285	16	2
4	23,806	18	5
5	11,156	6	11
6	3,984	12	10
7	6,022	14	8
8	4,217	5	2
9	2,821	8	11
40	2,689	0	2
1	1,676	0	4
2	2,054	14	0
3	2,137	9	5
4	12,596	17	11
5	1,475	11	7

借入金総額は七万二、〇〇〇ポンドであるが、一八四五年末には残額は二万五〇〇ポンドになっており、返済が一応は順調におこなわれていると推定される。(11)この返済を可能にしたのはシーアム・ハーバーや炭礦等の収入によつたのである。また、借入金のうちでも特にその意義が重視される一回目の国庫からの借入金 First Exchequer Loan の三万五、〇〇〇ポンドが借入れられた時期は一八三三年であった。資金調達の目途がついていたと想定され、この借入れがなされるまでに九万一、〇〇〇ポンド以上が実際に支出されており、「表V参照」(12)、しかも、一八三一年には既にノース・ドックより船積みが始まっていたのである。この借入金でシーアム・ハーバーの築港に

図IV シーアム・ハーバー築港費の資金源泉

〔出典は註⑫参照〕



大きな意義をもっていたこと——すくなくとも、この借入金なくしては順調に築港をすすめることができなかったこと——は認めなければならぬが、借入金ですべてがまかなわれたわけでは決してなかった。それどころか、築港資金がロンドンデリー侯の炭礦・所領等の収入から調達されていること、更にシーム・ハーバーが港灣として機能し始めて以降はその収入が建設資金にまわっていることを考えれば、ロンドンデリー侯の経営における利潤の一部が再投資なれて築港が推進されたところが強調されるべきであろう。とはいえ、不足分が巨額の借入金でまかなわれ、その返済のためにシーム・ハーバーの築港が彼の経営に大きな制約を与えることになったことも否めない事実であった。

註

- (1) D/L/o/B 228 *Summary History of Londonderry Collieries* from 1758. 及 S.C. Newton (ed.), *op. cit.*, p. 39
Edith. Marchioness of Londonderry, *op. cit.*, p. 70 も参照。
- (2) *Ibid.*, pp. 69—70 彼は最初よりシームに石炭積出港を築くことを意図しており、自分の炭礦での輸送問題を的確に認識していたことは、この土地購入直後に彼が異母兄カースルリー Castlereagh にあてた次の手紙からも窺えよう。「今後、石炭を大量に〔地域外に〕移出するためにサンダーランド以上に立派な我々自身の港を築き、我々の炭礦 our freehold collieries から四マイルの鉄道でその港まで運び、サンダーランド港使用料を払わなくてもよいこの海岸に我々の石炭をもちらすこと、このようにして我々が現在、港灣使用料として支払っている一チャンネルにつき六シリングを負担することなく石炭の輸送経路 channel を増加させることは、かなり見込みのあることです。」 (*Ibid.*, pp. 153—154)

- (3) D/L/o/B 228 *Summary History of Londonderry Collieries* from 1758. S.C. Newton (ed.), *op. cit.*, p. 39
- (4) D/L/o/B 28 *Summary History*……from 1758 其た J. バトルは三ヶ月たらずの間に二〇九隻（三万一〇八トン）もの船が利用したと報告している。
(Edith, Marchioness of Londonderry, *op. cit.*, p. 158)
- (5) J. Latimer, *Local Records: or Historical Remarkable of Register Events,……in Northumberland & Durham, Newcastle-upon-Tyne and Berwick-upon-Tweed,……*, Newcastle, 1857 によれば、一八三五年七月二十九日にサウス・ハーバーがオープンしている。
- (6) Edith, Marchioness of Londonderry, *op. cit.*, p. 228
- (7) *Ibid.*, p. 229
- (8) J. Latimer, *op. cit.*, pp. 14&41
- (9) 表Ⅱを作成するに依拠した資料は D/L/o/E 485 *Expenditure on Reconstruction of Wyngard (1841—47), Purchase of Rose Bank, London (1829) and Cost and Annual Revenue of Seaham Harbour* に含まれている Seaham Harbour; Statement of the Annual Revenue Expenses and Profit による。
- (10) Edith, Marchioness of Londonderry, *op. cit.*, p. 158. Sir Archibald Alison, *Some Account of My Life and Writings: An Autobiography, Edinburgh*, Edinburgh, 1883, Vol. 2, p. 25.
- (11) 表Ⅱを作成するために用いた資料は、註(9)にあげた資料、及び同じく D/L/o/E 485 の中に含まれている Seaham Harbour 1845 December 31st Statement of the Sources Producing the Monies Expended on the Works of Seaham Harbour に加えて、D/L/o/E 484 *Expenditure on Erection and Furnishing of Wyngard Hall, Purchase of Holderness House and Making Seaham Harbour* に掲げられた D/L/o/E 485 の箇所による。

Seaham Harbour; An Account of Monies Expended by the Most Noble Charles William Vane, Marquis of Londonderry, upon the Works of Seaham Harbour p. 90.
 (2) 表Vの依拠した資料は D/Lo/484 及び D/Lo/485 の両者に含まれている *Seaham Harbour; An Account of Monies Expended by the Most Noble Charles William Vane, Marquis of Londonderry upon the Work of Seaham Harbour* p. 90.

(3) 経営の悪化

① 石炭販売収入の低下

新坑の掘削、港湾・鉄道の建設により生産力が飛躍的に増大したロンドンデリ侯の炭礦であったが、その彼の炭礦では一八三〇年代末以降、石炭販売収入が低下するという事態が生じていた。以下においてわれわれはこの事態を確認しておこう。

ロンドンデリ侯の炭礦において販売される石炭の銘柄のうちで、「ウォールズエンド」Wallsend、及び「エデン・メイン」Eden Main という銘柄は、彼の炭礦での全石炭販売量、及び販売収入に大きな比重を占めるものであった。(1) 表VIは一月から五月までのロンドンデリ侯の炭礦における全石炭販売量・販売収入と「ウォールズエンド」「エデン・メイン」二銘柄のそれとを一八三五年から一八三八年までの期間に限って示したものである。(2) この表からわかるように「ウォールズエンド」「エデン・メイン」の二銘柄を合計した販売量・販売収入は全石炭のそれに占める比重が極めて高い。それにとどまらず、この二銘柄の合計が示す趨勢は販売量、販売収入のどちらの場合においても全石炭の趨勢とほぼ一致している。したがって、ロンドンデリ侯の炭礦における全石炭の販売量・販売収入の推移は、「ウォールズエンド」「エデン・メイン」の二銘柄を加えたものの推移がわかれば、

表VI ロンドンデリ侯の炭礦における石炭販売

但し、各年1～5月までの合計である。小計は Wallsend Eden Mainの計であり、総計はロンドンデリ侯の炭礦での全石炭の計。出典は註(2)参照。

(i) 販売量

年	1835	1836	1837	1838
Wallsend,	2,1137 ch	2,4028 ch	1,9154 ch	1,8510 ch
Eden Main	19,032	20,195	25,332	11,316
小計	40,169	44,223	44,486	29,826
総計	45,727	52,644	53,945	41,357

(ii) 収入

年	1835	1836	1837	1838
Wallsend	£ 30120 s 4 d 1	£ 34239 s 18 d 0	£ 29097 s 7 d 0	£ 28227 s 15 d 0
Eden Main	23300 11 5 1/2	24659 18 0	33525 11 1	15122 7 2
小計	53420 15 6 1/2	58899 16 0	62622 18 1	43350 2 2
総計	56151 5 6	62872 4 10	68098 16 1	51950 15 7

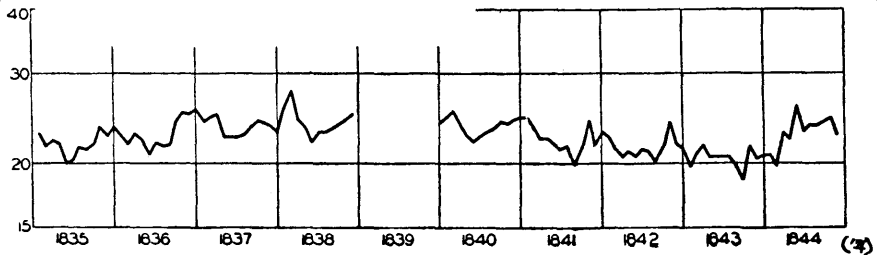
表Ⅶ ロンドンデリ侯の炭礦における石炭販売量の低落

[Wallsend, Eden Main の計、出典は註(3)参照]

年	販売量 (チョールドロン)
1837	113,584
1838	92,964
1839	88,466
1840	77,453
1841	79,379
1842	68,738
1843	59,340

図Ⅴ ロンドン市場における最上炭価格の変動 [トン当り]

(シリング)



[出典： P. M. Sweezy, *op. cit.*, p 155]

一応、推定できるといえよう。

この「ウォールズエンド」「エデン・メイン」二銘柄の販売量は、表Ⅶにみられるように一八三〇年代末より傾向的に低落していた。(3)しかも、この期間におけるロンドン市場での最上炭の価格は顕著な上昇傾向を示すことはなく、逆に明らかに一八四〇年以降は低落傾向にあった。(図Ⅴ参照)このことから判断すれば、ロンドンデリ侯の炭礦では石炭販売量の低下に伴って——というよりは、それ以上に急激に——販売収入が低下したと考えられよう。実際、「販売の落ち込みは驚くほど急であったし、いまだに急である」といわれたし、一八四三年の収支に関しては「恐るべき事態である。」収入はあの大事業へすなわち、シーアム・ハーバーやウインヤード等々)が決定された時の半分にまで減少している」と指摘されていた。(4)この収入の減少は、借入金返済という事情を内包していたロンドンデリ侯の経営に極めて深刻な影響を与えることとなった。「支出のうちの大部分が負債の弁済になされて、他の目的に使うには何も残らない。それどころか昨年(一八四三年)が常態である限り欠損となる」(5)といった事態に彼の経営は直面せざるをえなかったのである。

(1) 註

「ウォールズエンド」は家庭用炭のうちの最上炭である。この名称はかつて最上炭を産出した北東部の炭礦、ウォールズエンド炭礦 Wallsend Colliery にちなむものである。各炭礦は最上炭に「ウォールズエンド」の名称をつけることが普通であり、この名称をもつ銘柄も多い。したがって、他と区別するためにロンドンデリ侯の炭礦ならば「スチュワーツ・ウォールズエンド」Stewart's Wallsend —— などとは「Wallsend, Stewart —— と呼ばれることも多い。「エデン・メイン」はロンドンデリ侯の炭礦で「ウォールズエンド」につぐ炭質をも

つ家庭用炭である。石炭の取引における銘柄の意義については
隅谷氏の次の指摘を参照。「石炭には二重の意味において差別
〔productive differentiation〕が存する。一には『山の生れ』
※自然的性状を異にすることによって、二つには採炭・運搬・
選炭によって形成される形状によって、市場と価格を異にする
からである。この二つは相合して複雑多様な炭種を構成するが、
この炭種は古くから銘柄と呼ばれ、石炭取引の基本要因となっ
てきたのである。」(隅谷、前掲書、四三四頁)したがって個
別経営の販売高に關しても銘柄別にみる必要が存する。

(2) 表Ⅵの作成に依拠した資料は D/Lo/B 308(13) *Vends of Coal*
from the Marquiss of Londonderry's Collieries in the Five
Months, January, February, March, April & May in the Years
1835, 1836, 1837, 1838 ㄲㄹㄺ.

(3) 表Ⅶは D/Lo/C 148(44) ㄲㄹㄻ D. Large, "The Third
Marquess of Londonderry and the End of Regulation 1844—45",
Durham University Journal, new ser., XX no. 1 (1958), p. 2
に依拠した。

(4) *Ibid.*, pp. 2—3

(5) *Ibid.*, p. 3

② 原因

ロンドンデリ侯の炭礦で石炭販売量が低落し、石炭販売収入が急減
したのは彼の炭礦で生産力が低下したことによるものではなかったこ
とは既に述べたことから明白とおもわれる。とすれば、この販売量
低落は何に由来するものであったのだろうか。この点について考察を
加えておくことにしよう。

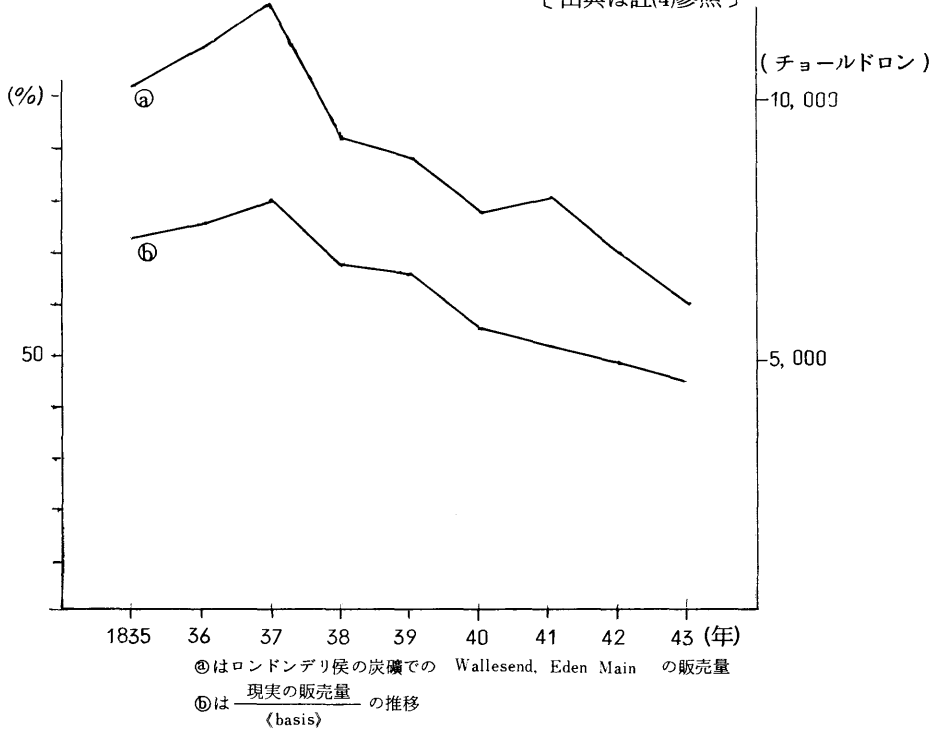
既述したように、一八三〇年代にもなると鉄道の発達による輸送費
の低下や、それに伴う各地での石炭採掘の進展により、北東部はその
市場を蚕食されていた。したがって、産業革命を機として全国的に石

炭需要が急増している時期に北東部炭の販売量は急増しえなかった。

P・M・スウィーシーの推定によれば北東部炭田全体としての石炭販
売量は一八二八〜三六六年に三〇パーセント、一八三六〜四三年には
二七パーセントの増加にとどまったのである。(1) また、鉄道の発達に
よる輸送費の低廉化、及び石炭需要の急増による一八三〇年代前半の
価格上昇により、北東部地域内でも新たな炭礦の開削が三〇年代前半
から活発化し、三〇年代末にはこれらの炭礦群が生産を開始し、北東
部の炭礦数、出炭能力は三〇年代後半より四〇年代前半にかけて際立
って増加した。P・M・スウィーシーの推定では一八二九〜三六六年に
炭礦数は二六パーセント、出炭能力は三七パーセントの増加であつた
のに対し、一八三六〜四三年には炭礦数は四八パーセント、出炭能力
にいたっては九一パーセントと急増したのであつた。(2) こうした北東
部炭田における出炭能力の増大と販売量増加との間の不均衡に対応す
るために、「ヴェンド」は《basis》に対する現実の販売量——つまり、
現実の販売量／《basis》——を低下させ、個々の炭礦での販売量を制
限することで調整をはかり、高炭価を維持するという方策をとらざる
を得なかつた。(3) しかも、この規制策にもかかわらず炭価は一八三〇
年代末より低落傾向をたどつていた。したがって「ヴェンド」規制下
にある炭礦にとっては出炭能力が急増しても販売量を増加できず、加
えて価格の低落により販売収入が激減するという事態を招いたのであ
る。

ロンドンデリ侯の炭礦における「ウォールズエンド」「エデン・メ
イン」二銘柄の販売量は、「ヴェンド」規制での《basis》に対する現
実の販売量低落とはほぼ同一の傾向をもつて低下した。(4) (Ⅷ参考) (4)
すなわち、ロンドンデリ侯の炭礦における石炭販売収入の減少も実は
この「ヴェンド」の規制策によるものであつた。このような「ヴェン
ド」の規制策自体が、北東部炭田の他炭田に対する優位を脅かすよう

図VI 「ヴェンド」の規制とロンドンデリ侯の炭礦
〔出典は註(4)参照〕



になったイギリス石炭産業界自体の構造的な変化に起因していたとしても、ロンドンデリ侯の炭礦という個別経営にとっては「ヴェンド」の規制策こそが経営を圧迫するものとして把握されざるを得ないであろう。このような状況の下で発生したのが、一八四四年争議であった。

註

- (1) P.M.Sweezy, *op. cit.*, p. 111
- (2) *Ibid.*, p. 111 ㉞だ、R.C.O.Matthews, *A Study in Trade-Cycle History; Economic Fluctuations in Great Britain 1833-1842.* ㉞参照。
- (3) M.Dunn, *An Historical, Geological, and Descriptive View of the Coal Trade of the North of England.....*, Newcastle-upon-Tyne, 1844, p. 229
- (4) 図VIは㉞が本論文IV(3)①の註(3)にあげた資料、㉞がM.Dunn, *op. cit.*, p. 239 により作成したものである。

V 一八四四年争議とロンドンデリ侯

ー 経営悪化への対応ー

ロンドンデリ侯の炭礦では新坑の採削、輸送手段の整備によって生産能力を拡大したにもかかわらず、一八三〇年代末より石炭販売収入は激減し、借入金返済等という事情もあって経営は危殆に瀕していた。我々は炭礦労働者の労働条件を考察したうえで、この一八四四年争議の発生と経過に言及し、経営状態が悪化していたロンドンデリ侯の炭礦経営にこの争議が与えた影響と、彼自身の対応について考察を加えることにしたい。

(1) 炭礦労働者の労働条件

① 労働力の構成と雇用構造

北東部炭田における炭礦労働者の労働条件について考察する前提として、この時期における北東部での労働力構成、雇用構造について述べておくことにしよう。

最初に北東部の石炭産業全体、及び個別の炭礦における一、二の事例をあげ、当該期、北東部の労働力構成について簡略に考察を加えることにしよう。北東部石炭産業全体の労働力構成を示したのが表Ⅴであり、(1) 個別の事例を示したのが表Ⅵ、表Ⅶである。(2) このうち表Ⅴは調査時期が一八四四年二月であり、争議直前の労働力構成を示すものとして貴重である。表Ⅵはウォルボトル炭礦というタイン川上流の北岸にある炭礦で、この頃の別の資料によれば三坑をもち、年出炭量が六万一、六九九トン、採掘深度七六一—一〇尋というタイン川流域では中程度の規模、当時の大規模な炭礦があったウイア川流域の炭礦を含めれば小規模な炭礦である。(3) ある論者の整理によるならば「四流」程度の規模の炭礦ということになる。(4) だが、このウォルボトル炭礦程度の炭礦が北東部炭田において多数を占めていることを考えるならば、北東部における炭礦の労働力構成の典型を示すものと考えてよからう。また表Ⅷはソーンレイ炭礦 Thernley Colliery とラドワース炭礦 Ludworth Colliery の例を示したもので調査時期はストライキ後である。ラドワース炭礦はストライキ後に始められた炭礦であり、さしあたり対象ではないが比較の意味であげておく。このソーンレイ炭礦は一八四〇年代の資料によれば四坑をもち年間一五万九、五六三トンを産出するウイア川流域の炭礦であり、北東部全体からすれば「二流」の炭礦であった。(5)

これら三つの表から共通していることは、採炭夫の比重が高いことであろう。北東部石炭産業の坑内・坑外作業に従事している労働者数の約三分の一を採炭夫が占めているのである。しかも「婦人は坑内でも坑外でもダラム州の炭礦 Durham Collieries では雇われていない。」(6) と一八四一年の調査で一礦山監督が述べているように、一八世紀末には婦人労働者は坑内作業から姿を消し、この時期ともなれば北東部の炭礦では婦人労働者が雇用されていないことを考えれば、(7) 採炭夫は

成人男子労働者であったと断定してよい。しかもN・ウッド N. Wood が「採炭夫の数は、炭礦で雇われている成人男子労働者 men の総数のうち、おそらく二分の一から三分の二になるであろう」(8) と述べた如く、ただ炭礦労働者全体における比重だけでなく、成人男子労働者に占める割合が大きいのである。(但し、表Ⅷのウォルボトル炭礦では採炭夫数は成人男子労働者の三分の一を超えるにとどまっている。)

この採炭夫について坑内労働者の中で大きな比重を占めるのが運搬夫 putters、馬輓夫 drivers という坑内運搬に従事する労働者であった。これら坑内運搬を担う労働者が採炭夫と異なり年少労働者であったこと(表Ⅷ・Ⅹ参照)、及び運搬夫より馬輓夫のほうがより若い労働者であったことに留意しておく必要がある。

この採炭過程、運搬過程という石炭産業における基本的労働過程に従事する労働者である採炭夫、運搬夫、馬輓夫の構成の特徴は、北東部石炭産業における技術的發展段階に規定されたものであった。この時期における北東部での採炭方式は、残柱式採炭法及び「運搬の機械化に対応する残柱式切羽の新たな、体系的展開」(9) であるパネル式採炭であった。しかし、このパネル式採炭でさえも「区画内の各切羽の採炭労働の一丁切羽の性格は、……まったく否定されるものでなかった」(10) 加えて、運搬過程が機械化されたにもかかわらず採炭労働は相変らず鶴嘴等の採炭具を用いる手労働によっていたために出炭量を増大させるには採炭夫を大量に投入する必要があった。採炭夫の比重が高いのもこうした事情を反映したものであった。また、坑内運搬に馬匹が導入されたり、木製のレールが導入されたこともあって一八世紀末には「少なくとも主要坑道に関しては、その労働の重筋性が部分的に否定することができるようになつ」(11) いたために、坑内運搬が年少労働者によってなされていたのである。しかし、こうした技術的発

展に規定されて北東部では極めて特徴的な坑夫の熟練形成の階階が形成されていたことが、この「採炭夫Ⅱ成人男子労働者」「運搬夫・馬輓夫Ⅱ年少労働者」という関係に反映されていたことも看過すべきではなからう。

一八世紀末には北東部炭田では特徴的な熟練形成の階階ができあがっていた。この階階をT・S・アシントン、J・サイクスが紹介しているが、それを隅谷三喜男氏の要を整理で示せば次のようである。

「坑内労働は七、八歳、時には六歳から始まり、まず通気番として通気ドアで四、五年働く。次に炭車で石炭を切羽から主要坑道または卸しまで運搬する労働に、下働きとして二、三年従事すると、運搬助手 (half-narrow) となり、やがて一人前の運搬夫となり、下働きの少年を使って運搬の責任をもつ。こうして運搬作業に習熟すると、次には半日運搬に従事し、半日採炭を見習う運採炭夫 (put-and-hewer) となる。この期間は比較的短く一年以上以上に亘ることは殆んどない。こうして一人前の熟練坑夫が生まれるのである。」(12)

こうした事情は当該期においても基本的に変化は生じていなかった。ある礦山監督は、次の如く明言している。「少年達は最初、通気番 trappers として雇われ、それから馬を扱うようになり(つまり馬輓夫となり……引用者)そして、ついに運搬夫になる。更にこの少年達が成年になると採炭夫になる。」(13)

また、採炭過程、運搬過程以外では、既に坑道維持の労働が分化していること、並びに機械運転及び修理の労働が分化していることが注目される。通気番として炭礦に従事した年少労働者が、一人前の採炭夫となるべく熟練形成の階階を昇っている途中で坑内労働から引きあげられ徒弟として養成されるのは、後者の労働者群としてであった。「教育があり、行ないの良好な若者は時には坑外へ引きあげられて、

表Ⅷ 北東部石炭産業の労働力構成 [出典は註(1)参照]

	タイン川	ウィア川	ティーズ川	計
Hewers	5,858	5,100	1,851	12,809
Putters, Trappers & Boys under 20 years	4,710	3,135	1,136	8,981
Overman, Deputies & Wasteman	1,663	1,548	313	3,524
Bankmen, Brakemen, Enginmen & C	1,855	1,507	441	3,803
Carpenters, Smiths, Mason & C	919	670	199	1,788
Boys of all kinds under 20 years	849	764	216	1,829
Persons Employed in Shipping Coal	661	448	55	1,164
計	16,515	13,172	4,211	33,898

表Ⅷ 労働力構成(I)

[出典は註(2)参照]

		Men	Boys
《地下》			
採炭	Hewers	95	—
運搬	Putters (14 ~ 18 才)	—	36
	Driver (11 ~ 14 才)	—	30
通気	Trappers (7 ~ 10 才)	—	14
坑道維持	Shifters	12	—
監督	Overman	3	—
	Overmen's deputies	7	—
坑道維持	Rolleyway-men	5	—
捲揚	Cranemen	5	—
"	Onsetters	3	—
	Horse-keepers	2	—
坑道維持	Wood and water leaders (12 ~ 16 才)	—	4
	Wastemen	2	1
	Furnace-man	2	—
		136	85
《地上》			
修理	Blacksmiths	11	—
	Engine-Wrights and joiners	8	—
	Waggonway-wrights	4	—
	Masons and labours	4	1
	General labours	4	—
	Cartmen	4	—
	Waggonmen	10	—
	Wailers and skreeners (少年は 14 才位)	4	6
	Pick-carriers and way-deaners (10 ~ 12 才)	—	5
	Banksmen	4	—
	Braken	3	—
	Plugmen	7	—
	Firemen	7	—
	Heapmen	2	—
	Corvers	4	—
	Staitnmen and off-putters	4	—
	Keelmen (少年は 15 ~ 18 才)	32	16

	Men	Boys
《地下》	136	85
《地上》	112	28
	248	113
総計	361 人	

表Ⅸ 労働力構成(Ⅱ)

[出典は註(2)参照]

	ソーンリィ 炭鉱	ラドワース 炭鉱	1日の所得	年令
Overman	6	2	5 s 0 d	28 ~ 40 *
Deputy overmen	18	7	3 4	21 ~ 50
Hewers	321	120	3 10	20 ~ 64 **
Putters	87	34	3 0	14 ~ 21 **
Drivers	55	9	1 2	12 ~ 15
Trappers	31	11	0 10	10 ~ 12
Helpers up and way cleaners	29	9	1 2	12 ~ 15
Wood and water leaders	13	6	2 0	15 ~ 20
Stone and small leaders	13	5	2 8	16 ~ 40
Switch keepers	4	1	1 0	11 ~ 13
Repairing waggon-ways	12	1	3 9	30 ~ 50
Plate-layers	8	3	3 0	21 ~ 45
Master wasteman	1	1	4 2	21 ~ 41
Wastemen	30	9	2 7	56 ~ 70
Horse-keepers	5	1	2 0	21 ~ 50
Furnace-keepers	4	2	2 0	36 ~ 54
Lamp-keepers	5	—	2 9	20 ~ 35
Onsetters	8	2	4 4	25 ~ 45 **
Rapper-men at shafts	2	—	2 8	28 ~ 45
Accountants	17	5	2 2	15 ~ 30
Shifters	40	8	2 10	20 ~ 50
	709	236		

* このうち4人は 1日 4 s . 4 d

** 出来高払い

上位の仕事——機械工 engine-wright 等——に対する徒弟として昇格させられた⁽¹⁴⁾のである。北東部では採炭労働に関しては徒弟は存在していなかった。⁽¹⁵⁾にもかかわらず機械運転及び修理の労働には徒弟が存在したことは、それに携わる労働者は少ないにもかかわらず炭礦を操業していくには欠かせない労働であり、また質の高い労働力の確保が要請されていたことを示すものであろう。

また管理労働がはつきりと分化していることも指摘しておく必要があろう。「残柱式切羽の孤立分散的な労働様式」及び一丁切羽の性格を完全には否定しきれないが故にやはり「孤立分散的」な性格をもたざるを得ないパネル式では、労働者を現場監督が直接に管理する必要があつたのである。

これまでの考察により我々は北東部における炭礦労働者から、次の如き労働者群を析出できるであらう。

- (i) 現場監督を典型とする管理労働者
- (ii) 採炭過程に従事する成人男子熟練労働者
- (iii) (ii)群の労働者になることが予定されている運搬夫・馬輓夫を典型とする年少労働者
- (iv) 坑道維持等に於たる成人男子労働者
- (v) 機械工を典型とする成人男子熟練労働者
- (vi) (v)の徒弟である年少労働者

この六群の労働者が、礦山主、礦山監督の支配の下におかれていたのであつた。

この労働者群がどのようにして雇用されていたのかが次の問題である。北東部ではこの時期、すべての労働者が直接雇用されており、特にサウス・スタッフォードシャーでこの時期に隆盛を誇っていた「バットイ・システム」butty system と呼ばれる下請制度は存在していなかった。⁽¹⁷⁾また既に研究史上、北東部に特徴的な雇用形態とし

て年季雇用制 Yearly Bond System の存在がいわれてきているが、さきあげた六群の労働者がすべて一年間雇用されているというわけではなかった。この点はこれまでの研究では論及されることはなかったが重要な点である。

「ダラム州では採炭夫、運搬夫、それに大部分の馬輓夫が年ぎめで by the year 雇われている⁽¹⁸⁾」といわれた様に、北東部において年間雇用制の下にあつたのは前述した(ii)群、及び通気番を除いた(iii)群の労働者であつた。⁽¹⁹⁾これらの労働者のみが年季雇用制の対象であつたということについての理解の鍵は、採炭・運搬という炭礦資本家側の二大基本労働過程に従事する労働力を確保するという炭礦資本家側の利害と、山間僻地にあるため他の雇用機会がほとんどない労働者の利害とが一致していた点に見出されよう。一八四四年の争議も後にふれるように要求項目から判断する限り、年季雇用制の下にあつた労働者により闘われたと考えられるから、これら年季雇用制下の労働者が如何なる労働条件の下にあつたのかを労働日、賃金の面から考察する必要がある。更に、山間僻地に立地せざるを得ないため炭礦村落を形成するにいたる労働者が、如何なる生活条件の下におかれたかについて、炭礦に従事するために生ずる生活の態様という観点から考察することにしたい。

註

(1) 表Ⅵの依拠した資料は、1847[844] XVI, Report of the Commissioner Appointed, under the Provisions of the Act 5 & 6 Vict., c.99, to Inquire into the Operation of that Act, and into the State of the Population in the Mining Districts, Appendix B じぶる。

(2) 表Ⅷの依拠した資料は、1842[381] XVI, Children's Employment Commission. Appendix to First Report of

Commissioners. Mines Part I, p. 557 である。なお、本資料以下 C.E.C., 1st Rep. App. I, 1842 の略記。また表 X の依頼した資料は、1846(737) XXV, Report of the Commissioner Appointed under the Provisions of the Act and into the State of the Population in the Mining Districts. Appendix E. による。

(3) 1843(508) XIII, Midland Mining Commission. First Report South Staffordshire, p. cvii.

(4) 本論文の III-②-①の註(5)を参照。

(5) *Ibid.*, pp. cvii & cv 及び本論文 III-②-①の註(5)を参照。

(6) C.E.C., 1st Rep. App. I, 1844, p. 148, No. 88. Thomas Crawford, Jun. の註

(7) T.S. Ashton & J. Sykes, *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, Manchester, 1929, 2nd ed., 1964, p. 21.

(8) C.E.C., 1st Rep. App. I, 1842, p. 587, No. 97

(9) 阿部功稿「体系的切羽と機械採炭」四〇頁

(10) 前掲稿、四〇頁。なお、残柱式採炭法——炭柱式ともいう——とは、炭層の中に坑道を基盤の目のように掘っていき、炭柱を上盤を支えるために残していく方法であり、後には炭柱を引くことがおこなわれるようになった。また、パネル式を阿部氏の言により説明しておこう。パネル式では「あらかじめいくつかの区画に分割される。周囲に幅二〇ヤードほどの炭礦を残した各区画内では、炭柱作り掘進 (working in the whole) と炭柱引き (working in the broken) が継起的におこなわれ、採炭が完了すると各区画は跡払し硬の充填によって閉鎖されてしまう」(前掲稿、三九頁) このパネル式により切羽出炭量と塊炭率が増大するとともに、採炭工程にある程度の計画性、組織性もたらされることになった。(四〇頁)

(11) 阿部功稿、「石炭業における『構築物』と『施設』」八二頁。

(12) 隅谷、前掲書、三九八頁。

(13) C.E.C., 1st Rep. App. I, 1842, p. 148

(14) *Ibid.*, p. 601, No. 158 James Easton, Esq.

(15) *Ibid.*, p. 145

(16) *Ibid.*, p. 128

(17) *Ibid.*, pp. 141 & 593.

(18) 通気番が除外されたのは、通気下ア数が採掘の進展に応じて変動するからである。(*Ibid.*, p. 584) また、本来ならば年季雇用制の対象となる坑夫の五〇程が景気変動への対応のためその対象からはずされていたという証言にも注目しておきたい。

(19) *Ibid.*, p. 539

(20) *Ibid.*, p. 141.

② 労働日

この時期の北東部における炭礦の典型的な一日は次のようなものであった。

「厳密に言えば炭坑の労働は休止することがない。主要な労働者群が去り、その日の操業が終わったと告げられると、すぐに現場監督次長 deputy-overman の何人かと彼等を助ける労働者が坑内に異常がないことを調べるために降りてくる。そして労働者が炭柱引きをおこなっている場所では、もはや支柱を必要としない場所から支柱を取り去って、石炭を透し掘りや崩落させている労働者の上に乗盤 roof が落ちてこないように切羽の近くに支柱を運び固定する。午前一時頃に現場監督と次長の一人が坑内の幾つかの部分歩き、現場監督次長が義務を遂行したか、更にガスが作業上、安全な状態になっているかを調べ。おそらく二時、あるいは三時には採炭夫が坑内にきて、少年達が坑内に降りてくる前に石炭を掘りだしておく。四時には少年達、つまり運搬夫、馬輓夫それに通気番が持場につき、そ

の日の一二時間の労働を始め準備が整う。このようにして毎日
が過ぎてゆく。」⁽¹⁾

この引用文からすれば北東部での石炭搬出は、午前四時から午後四
時までおこなわれるのが通例であったようである。この時期、採炭夫
の労働時間は六―八時間であり、坑内の年少労働者は一二時間の労働
であったといわれる。⁽²⁾ だが、この労働時間は純粋に坑内での作業時
間であり、入坑から昇坑までの時間もつと長かったことに留意して
おく必要はあろう。しかも、P・M・スウィーシーの推定によれば労
働時間そのものが一八三二年より一八四四年では長くなっていた。採
炭夫の六、七時間が八時間に、運搬夫の一一時間が一二時間にと延長
され、労働条件は悪化していたのである。⁽³⁾

「炭坑の労働は休止することがない」以上、夜間でも準備作業がお
こなわれていたと考えられるが、「二作業方 *double-shift* を常にお
こなうことは、一般的なことではない」⁽⁴⁾ といわれるように採炭をお
こなうという意味での夜間作業は通常にはなされていなかったと推定
される。勿論、石炭の需要が増加した際にはおこなわれていたものの、
北東部で昼夜にわたり作業方がおこなわれていることは、まれな事態
であったといつてよからう。⁽⁵⁾

労働日数について触れておこう。二八才のある採炭夫は次のように
述べている。「我々は一週間に六日間働きます。そしてあとの一週間
は五日間働きます。つまり賃金支払日の金曜日の翌日である土曜日
は働きません。」⁽⁶⁾ 後述するように、賃金の支払いは二週間に一度、
金曜日におこなわれており、賃金支払日の翌日は働かないと述べてい
るのである。したがって、彼の言明によれば二週間に一日というの
が労働日数である。しかし「一年全体をとってみれば、炭礦主が石炭
を販売することで全期間、すなわち二週間に一日、炭礦に仕事を与
えることはできない……。だから、一日ではなくて七日ないし八日

の仕事であろう。それで石炭を「切羽から」坑底まで運ぶことに関係
しているすべての者達は、それに応じて支払われる。」⁽⁷⁾ おそらく、
年季雇用制の下にあった労働者は、二週間に七日ないし八日間働くの
が通例であったと推定される。

註

- (1) C.E.C., 1st Rep. App. I. 1842, p.127
- (2) *Ibid.*, p.521
- (3) P.M.Sweeney, *op.cit.*, p.44
- (4) C.E.C., 1st Rep. App. I. p.617
- (5) *Ibid.*, p.127
- (6) *Ibid.*, p.162
- (7) *Ibid.*, p.127

③ 賃金

年季雇用制の下にあった労働者は二週間に一度、金曜日の午後賃
金を支払われていた。だが、その時に支払われるのは前の週までにな
された仕事に対する賃金であって、支払日までの全賃金でなかったこ
とに留意すべきである。⁽¹⁾ エンゲルスが北東部炭田では「労働者をし
ばりつけておくために、いつも一週間分の賃金を保留しておくのが一
般の慣習である」⁽²⁾と述べたのはこの事実を指していることである。こ
の点は労働者の不満の一つであった。

ところで、坑内作業の監督が困難であることから、これら年季雇用
制の下にある労働者のうち採炭夫、運搬夫は出来高給で雇用されてい
た。これは監督が必ずしも充分にはいかなないという事情により、出来
高給という刺激給によつて労働者が労働力の支出を自ら管理するよう
にする必要があったためである。しかし、この出来高の査定に関して
坑夫達に不満があったことは既にエンゲルスや後の労働運動史家によ

り度々、指摘されてきたことである。(3)

賃金水準はどれ程であつたのであろうか。この点に關して、ロンドンデリ侯の炭礦とならんで北東部の大炭礦であつたヘットン炭礦

Heaton Collieryの例をとつてみよう。採炭夫、運搬夫の一週間の平均所得は各々、二三シリング、二〇シリングであつた。ヘットン炭礦での採炭夫の一日平均賃金が三シリング九ペンスといわれているから、二三シリングとは大体六日間の賃金を示すものである。(4) この三シリング九ペンスで一日間——すなわち北東部で二週間のうちフルに働くとして——所得を算出してみると二ポンド一シリング三ペンスである。実際に、二週間で二ポンドを超える収入のある例が別の炭礦の場合であげられており、(5) 二週間フルに働いたとすれば二ポンドを得ることはできたと推定してよからう。しかし「労働日」の項で述べた如く、七日から八日が二週間のうち実際に働く日数であつた。(6) 一日平均三シリング九ペンスとするならば、八日間働くとして二週間で三〇シリングが採炭夫の賃金である。この二週間で三〇シリングという金額は、年季雇用契約の規定、「採炭夫は雇用されている全期間にわたつて、……：……：前述の率で彼等に二週間で『三〇シリング』という金額、『(六週間の平均で、すなわち六週間で四ポンド一〇シリング)』をもたらずであらう仕事が少なくとも与えられるべきである」(7) という規定と符号するであらう。

この年季雇用制の規定に關連して興味深いのは次の証言であらう。「河が凍ると仕事がおこなわれない。だが労働者達は働くかと否にかかわらず一週間に一五シリング、というよりは二週間に三〇シリングが支払われる。彼等が二週間に三〇シリング以上を稼ぐことができる場合には「三〇シリングを」超過する金額は、仕事がない場合に彼等に支払われたものが炭礦主により埋め合わせられるまで控除される。」(8) すなわち、年季雇用制の下では採炭夫は二週間で三〇シリングと

いう額を一応、確保することになる。しかし、採炭夫の賃金が二週間フルに働いたとしても大きくこの額を超えるものでない以上、採炭夫の賃金はつねに二週間三〇シリングという水準に引きもどされることを意味していたと思われる。(9)

しかも年季雇用制の下では仕事を休んだ坑夫に対しては一日につき二シリング六ペンスの罰金が課せられていたし、(10) 更にロウソク等は自分で購入せねばならなかつた。したがつて、たとえ住宅が無料で提供され、自宅で消費する石炭が僅かな金額で提供されていたにしても、(11) 実質的な賃金は低水準であつたであらう。更に「彼等〔採炭夫：引用者〕は控除や休業を考慮すれば、一年に五〇ポンド以上を稼ぐ坑夫は極めて稀であると主張する」(12) と言われるように、実質的に彼等が手にする収入は二週間で三〇シリングを下回る水準であつたときえいいうるであらう。

そして成人男子労働者である採炭夫がこのような賃金水準であることが、その子弟を家計補助的な賃金で炭礦労働へ送り出すことにもなつたのである。(通気番↓馬輓夫↓運搬夫↓採炭夫) という坑夫の熟練形成階梯そのものは、一面ではこのような賃金水準で、しかも他に雇用機会がないために、坑夫家族が家計補助のために児童を幼少の頃より炭礦に送りこまざるを得なかつたことをも表わしているのである。

採炭夫の賃金水準がかくの如きものであれば、罰金制度による賃金からの控除に対する不満がつのるであらう。また仕事の確保が要求として提起されてくる理由もあらう。加えて、P・M・スウィーシーの推定によれば、一八三二年の一日の平均賃金が採炭夫で四シリング、運搬夫の四シリングが、一八四四年には各々、三シリング八ペンス、三シリング六ペンスにと低下していたのであつた。(13) ここにも労働者の不満が醸成される基盤があつたといいうるであらう。

註

- (1) C.E.C., 1st Rep. App. I. 1842, p. 141
- (2) エンゲルス、前掲訳書、二五四頁。
- (3) さしあたり飯田鼎著、『イギリス労働運動の生成』再版（有斐閣、昭和三十七年）を参照。
- (4) C.E.C., 1st Rep. App. I. 1842, p. 648
- (5) *Ibid.*, p. 536
- (6) *Ibid.*, p. 127
- (7) *Ibid.*, pp. 536-537 にあげられた規定の例による。但し、この例はモンクウィアマス炭礦の例である。
- (8) *Ibid.*, p. 150 また p. 141 をも参照。
- (9) したがって、「この金額は単に〈loan〉と考えられるべきであらう。」(*Ibid.*, p. 141) ともいわれた。
- (10) *Ibid.*, p. 141
- (11) *Ibid.*, p. 141
- (12) *Ibid.*, p. 134
- (13) P.M. Sweezy, *op. cit.*, p. 44

④ 生活条件

石炭産業は炭層の賦存を第一の存立基盤としていたために炭層がある土地に炭礦を開くとすれば、その地が山間僻地であっても労働者を確保・定着させる必要が生ずる。したがって炭礦主達はただ炭礦を掘削・開坑し、必要な機械・器材を備えるだけでなく、労働者を誘致し定着させるために住居、学校、教会等の生活条件を整備する必要にせまられたと言えるであろう。このように炭礦主達によって整備される生活条件が炭礦で働く労働者にとどのような影響を与えるのかを考察しておく必要がある。すなわち炭礦労働それ自体において労働者が甘受しなければならぬ労働条件に加えて、炭礦の労働に従事するが故に

こうむらざるを得ない生活条件をも考察しておこうというのである。既に「賃金」の項で触れておいたが住宅は労働者に無料で与えられていた。これは、炭礦主側にとって労働者を確保するために住宅を提供する必要があったためである。「住宅は炭坑から遠くないことが要求されるので、住宅と炭坑はしばしば同時に放棄され、荒涼たる様相を呈する」⁽¹⁾ ことがあるといわれるように、炭礦と住宅とは不可分の関係にあった。したがって、炭礦が開かれるや全くの無人の地に巨大な集落が出現することがあった。サウス・ヘットン炭礦 South Hetton Colliery の例をここで挙げておこう。「この村は最近、建設されました。一八三一年に炭礦が始められるまでは一軒の家もありませんでした。現在では人口は二、一五〇人です。」⁽²⁾

炭礦が開かれると住宅が炭礦主によって建設されるか、あるいは炭礦主が賃借した住宅に労働者の一群が移り住み炭礦村落が形成されてくるのである。『児童雇用調査委員会報告書』は、この間の事情を次の様に述べている。「最近一〇年間にウィア川とティーズ川の間で炭礦が多く開かれてきた。そして炭礦が開かれると大きな村ないしは町が、すぐにそれに接して建設される。その住民は、ほとんどが炭礦の人間であり、酒場 Beer-shop の人間であり、小売業者である。」⁽³⁾

そして労働者を定着させるために教会を設立したり、教育をほどこすこともあった。前にあげたサウス・ヘットン炭礦では教会が炭礦側によって建設されているし、⁽⁴⁾ ロンドンデリ候の場合でもシーアム・ハーバーでの新しい教会の建設は彼が中心になっておこなわれた。⁽⁵⁾ 教育に関しても北東部の「炭礦村落で二、三の学校がない村落はない」⁽⁶⁾ と言われた如く各村落に学校が広まっていた。だがその内容について述べるならば、そこでの学校は……保護所にすぎないものでしかないこ

とを認めざるを得ない」⁽⁷⁾ というのが実状であった。ただその中であつて「ダラム州では幾つかの大炭礦の所有者達は教師に金を出して」⁽⁸⁾ いた。ロンドンデリ侯も年に四〇ポンドを支出していたものの、全面的に学校とかかわつていたわけではなかつた。⁽⁹⁾

ところで、こうした教育及び労働者の教化については諸宗派の動きをみる必要がある。次の証言からその影響の大きさが理解されよう。

「私は坑夫を四〇年以上にわたつて知つてゐるが、彼等の道徳および宗教的な特質にきわめて明確な改善がなされた。すなわち労働している時や自宅にいる時の慣習が大層、改善された。鬪鶏 cock-fighting, ボウリング bowling-matches, ボクシング boxing 等の馬鹿げたスポーツがなくなり、ほとんど稀れにしかみない。それに安息日に礼拝に出ていたのが一人であつた場所で、今では五〇人が出席している。四〇年前には礼拝する場所が大層少なく、しかも出席がよくなかつた。この変化は主にウェズレイ派メソジストのおかげによるものである。つまり彼等は四〇の礼拝堂を二万九、〇〇〇ポンドで建設した。その座席数は一万五、〇〇〇である。更にそこでは日曜学校で四、〇〇〇人が教えられている。これらのことはすべてタイン川兩岸の一マイル以内のことであつて、ノースンバーランド、ダラム両州における礦山地域全体ではもっと多くのものがある。」⁽¹⁰⁾

とりわけ、労働者をとらえたのはプリミティブ・メソジストであつた。さきのサウス・ヘットン炭礦では「メソジストの礼拝堂 chapel があり、教会 church (炭礦側で建設した——引用者) よりもよく出席されている。それで、我々の住宅の二つが一緒にされてプリミティブ・メソジスト、いわゆるランターの礼拝堂になつてゐる」⁽¹¹⁾ といわれたし、「ここでは、プリミティブ・メソヂイズムは、きわめて密接

に労働組合と提携しており、そのため実際には労働者宗教となつたほど」⁽¹²⁾ だったのである。だが炭礦を中心に村落が発展し、しかも住宅が炭礦主側によつて提供されており、加えて教会・学校等も炭礦主側が建設あるいは何等かの形で関与しているという事実があつた。そのため、たとえプリミティブ・メソジストが積極的に活動をおこなつたとしても、「炭坑村落は植民地そのものであり、したがつて、そのように取り扱わねばならない」⁽¹³⁾ という経営側の見解を生みだし、そのように労働者を扱ひうる条件を炭礦主にもたらしめていたことを忘れるべきでなからう。

註

- (1) C.E.C., 1st Rep. App. I. p.535
- (2) *Ibid.*, p.149
- (3) *Ibid.*, p.135
- (4) *Ibid.*, p.149
- (5) たとえば J.Latimer, *op.cit.* の一八三三年三月二十六日一八三五年二月一日一八四〇年六月七日の記述を参照。
- (6) C.E.C., 1st Rep. App. I. 1842, p.726
- (7) *Ibid.*, p.726
- (8) *Ibid.*, p.726
- (9) 1846(737) XXXV, Report……Mining Districts, p.14
- (10) C.E.C., 1st Rep. App. I. 1842, p.716
- (11) *Ibid.*, p.149
- (12) E.J.Hobshawm, *Labouring Men: Studies in the History of Labour*, London, 1968, p.26 (鈴木永井訳『イギリス労働史研究』(ネルヴァ書房、昭和四三年)二三三頁)
- (13) C.E.C., 1st Rep. App. I. 1842, p.586

(2) 一八四四年争議の発生とその経過

① 争議の発生

北東部炭田に生じた一八四四年の争議は、「一八二六年以来、この地域で発生した四回目の大労働争議であつた。」⁽¹⁾しかし、この一八四四年の争議はこの地域で生じた幾多の争議とは異なつた意義をもつていたといわねばならない。というのは、かの有名な一八三一年、三二年の争議でさえもトーマス・ヘップバーン Thomas Hepburn に指導された北東部炭田という一地域に限定された労働組合を背景にして闘われた争議であつた。⁽²⁾これに対し一八四四年の争議は大ブリテン・アイルランド坑夫連合 Miners' Association of Great Britain and Ireland を背景にして闘われたのであつた。この坑夫連合は鉱山業に従事する労働者にとり最初の全国的な組織であつたが、単にそれだけにとどまらない意義を労働運動史上にもつものであつた。ウェップ夫妻はこの労働組合に触れて次のように述べている。

「労働組合運動にたいするチャーティズムの主導性は、一八三七—四二年の不況の時期にかぎられていた。急速な景気の回復とそれに続いたかなりの繁栄の影響のもとでチャーティスト運動は消滅し去つた。そして労働組合運動の明らかな復活は一八四三年ごろ製陶工組合 (Potters' Union) と行動的な綿紡績工組合 (Cotton Spinners' Association) の再興、それに一八四五年、首都および地方の植字工諸組合の全国活版組合 (National Typographical Society) への合同という成果をもたらした。強力な連合鉛硝子製造工組合 (United Flint Glass Makers' Society — 一八四九年に大英・アイルランド鉛硝子製造工友愛組合 Flint Glass Makers' Friendly of Society of Great Britain and Ireland として再組織される) はこの年から発足した。ほかの諸職業の代表者会議も招集され、縫製工や製靴工たちの全国的組織も設立された。

一八四五年には皮革工たちの全国協議会が、すべての地方同職クラブの連合組合を結成した。しかしこれらの新しい組織体のなかでもっとも重要なのは、一八四一年ウェークフィールドで結成された大ブリテン・アイルランド坑夫連合 (Miners' Association of Great Britain and Ireland) であつた。「(傍点は引用者) 但し、結成年の一八四一年は誤りである。」⁽³⁾

最近では、「坑夫連合は全国至る所で坑夫の利害を代表する常置の持続的な組織を作ること明らかに意図していた。この持続性は、ウェップ夫妻の労働組合の古典的定義『賃金労働者が、その労働生活の諸条件を維持または改善するための恒常的な団体』にいつそう合致していた⁽⁴⁾と把握する研究もあらわれた。つまり一八三〇年代にはイギリスでは、全国的な労働組合という考えが抬頭していたが、その中で誕生した「連合王国紡績工総連合」 Grand General Union of all the Operative Spinners in the United Kingdom, 「建築工組合」 the Operative Builders' Union 及び「全国労働組合大連合」 Grand National Consolidated Trades Union は長くて三、四年しか続かなかつた。「これに反して、坑夫組合はより強固であつたし持続性があつた。構成諸団体の権限は、普通六ヶ月毎に召集される全国代表者会議で少なくとも文書によつて付与される単一の組織があつた。日常生活は執行委員会によつて指図された」ように「その規模、構造それにその目的は多くの点で以前の労働者による団体より進んだ近代的労働組合の原型をなした」と主張するのである。⁽⁵⁾

我々の当面の関心からすれば、この主張の当否が問題ではない。あまり顧みられることのなかつたこの組合が既にウェップ夫妻によりその意義を認められ、更には最近では「近代的労働組合の原型」をなすともていわれる組合であることを確認しておくだけでよい。この組合を背景にして一八四四年争議が闘われたのであるから、この組合の成

立と組織について若干の考察を加えたうえで、この争議が発生するまでの経過を組合との関連で述べることにしたい。

この坑夫連合が正式に発足したのは一八四二年一月七日ウエイクフィールドにおいてであった。「強力な州の諸組合が、一方ではノーサンバールランドとダラムで、他方ではランカシャーとヨークシャーで成長をとげ、この新しい組織体はこれらの連合体にはかならなかった」

(6) のであるが、この組合が発足当初からただちに組織としての進展をみたわけではなく、各地での組織化が進み実質的な内容を整えるにいたるのは一八四三年五月一日のニューカスルにおける大会であった。

(7) この大会で規約が決定され、組合員数もニューカスルの大会頃には僅か四、八〇二人といわれていたのが、一八四三年八月頃には五万人にも達したといわれた。この組合員数の急増した理由の一つに有給のオルグとしての「lecturers」の存在も忘れてはならない。「この組合は、草の根レベルでの組織維持のためには……「lecturers」に依存していた」⁽⁸⁾ のであって、これら「lecturers」は各地に散らばり組織を拡大・強化していた。

この組合は一人からなる執行委員会をおき、半年毎に開催される全国代表大会が最高の決定機関であった。そして組合員から六ペンスの加入費、組合員証の費用として一ペニー、更に加入後は一週間に一ペニーを組合費としておさめることを求め、その財政的基礎の確立をはかった。⁽⁹⁾ だが、これは当時、喧伝されたほど確固たるものではなかった。⁽¹⁰⁾ 「表Ⅱ参照」⁽¹¹⁾ また、この組合は機関誌を発行し、「坑夫の検事総長」 Pimen's Attorney General と呼ばれた W・P・ロバーツ W.P.Roberts とも関係があったのである。

では、一八四四年の争議はどのようにして提起されてくるのであるうか。

最初、この組合は労働条件の改善をはかるために生産制限という方

策をとった。生産制限により石炭価格を上昇・維持させ、それにより坑夫の労働条件を改善しようとしたのであった。⁽¹²⁾ しかし、この一八四三年五月六日のニューカスルでの大会で提起された方針は所期の成果をあげるものではなかった。地域間の格差はいまだに大きすぎたし、北東部だけに限しても年季雇用制の下にある坑夫が自分の都合で労働時間を変更することは投獄を意味していたといわれる程の状態にあったからである。⁽¹³⁾

生産制限という方針が成果をあげえない状況下で提起されてきたのがゼネ・ストであった。このゼネ・ストをめぐって一八四四年三月二五日のグラスゴウの大会で論戦が交わされた。だが、投票の結果、ゼネ・スト賛成が二万三、三三七票、反対が二万八、〇四二票でゼネ・ストの方針は否決された。⁽¹⁴⁾ この結果、組合の下にある全国の坑夫が一斉にストライキに突入するという事態は実現しないこととなった。これに対し、この時点ではストライキ支持にまわっていた北東部の坑夫達は、この大会で次の様な決議を得ることに成功したのである。

「ノーサンバールランド及びダラムの者達はあらゆる合法的手段を用いた後、なお目的を達しえないならばこの四月五日におこなわれる雇用主との契約の下で働くことを拒否することが許されるべきであるというのが本委員会の決定である。したがって我々、他地方の代表者達は彼等の闘争をできる限り支援し、また彼等の地域に人が流入することを防ぎ、できるならば我々の労働をより一層、制限することを誓約する。」⁽¹⁵⁾

すなわち、この決議によって全国の坑夫のストにより労働条件を改善させるという方途を絶たれた北東部の労働者に、この坑夫連合同いう全国組織を背景に北東部だけのストライキをおこなうという道がひらかれることになったのである。北東部の坑夫達は自らの労働条件を改善するために、更には坑夫組合の方針をめぐる政治的思惑をはらみ

表Ⅱ 坑夫連合の収支〔出典は註(1)を参照〕

期 間	収 入			支 出		
	£	s	d	£	s	d
1843年 9月3日 11月11日	254	14	8	230	12	8
1843年 11月11日～12月6日	198	6	11½	202	11	1½
1843年 12月6日～ 1844年 2月10日	485	10	5½	405	9	4
1844年 2月10日～4月13日	527	6	10½	532	11	10
1844年 6月8日～8月3日	316	18	8½	406	2	11½
1844年 8月5日～10月22日	496	12	7	601	16	10½

つ、一八四四年四月五日に次の要求を掲げてストライキに突入した。

- (i) 支払いは量によらず重さによること。
- (ii) 重さの確認は政府の検査官によって検定された普通の天秤と分銅によること。
- (iii) 雇用期間を半年とすること。
- (iv) 罰金制度を廃止し、実際の出来高によって賃金を支払うこと。
- (v) 炭坑所有者は自分のところで専属ではたらいっている労働者に、一週すくなくとも四日の労働、もしくは四日分の賃金を保証する義務をおうこと。(16)

註

- (1) 1846〔737〕XXIV, Report……Mining Districts, p. 6
 - (2) なごめたり飯田鼎、前掲書が参考とならうが、詳細には R. Fynes, *The Miners of Northumberland and Durham*, 1873, repr., Sunderland, 1923, chapters IV～V を参照のこと。
 - (3) シドニー・ウェップ、ピマトリス・ウェップ著、飯田・高橋訳『労働組合運動の歴史』上巻（日本労働協会、昭和四八年）二〇六～二〇七頁。但し、Miners' Association の訳語は、本論文での記述の統一をはかるために改変した。なお、坑夫連合の成立年は一八四二年であつて、一八四一年ではなう。
- 一八四一年成立説は、R. Fynes の前掲書に由来し、ウェップ夫妻の『労働組合運動の歴史』及びシドニー・ウェップの『ダラム坑夫の物語』*The Story of Durham Miners* (1682—1921) に踏襲され定着したが、A. J. ティラーによつてその誤りが指摘され現在では一八四二年成立説が通説である。(Cf. A. J. Taylor, "The Miners' Association of Great Britain and Ireland, 1842—48: A Study in the Problem of Integration", *Economica*, new ser., XXII, (1955), p. 39)
- (4) R. Challinor & B. Ripley, *The Miners' Association: A*

- (5) *Ibid.*, pp. 7—8
- (6) *Ibid.*, p. 60
- (7) *Ibid.*, pp. 64—65
- (8) *Ibid.*, p. 75
- (9) *Ibid.*, p. 74
- (10) 「組合の基金は豊富にあつたので、数ヶ月にわたつて各家庭に毎週二五シリングの援助金を保証することができた。」(エンゲルス前掲訳書「二五五頁」)また、「スウィーシーにいたつては、一八四四年の初期に銀行に約二万四〇〇〇ポンドがあつたとらつてゐる。A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 50 も参照。
- (11) 表 XI は R. Challinor & B. Ripley, *op. cit.*, p. 82 に於て。
- (12) 1846[737], *Report……Mining Districts*, p. 7
- (13) R. Challinor & B. Ripley, *op. cit.*, pp. 111—112
- (14) *Ibid.*, p. 113
- (15) R. Fynes, *op. cit.*, p. 54
- (16) *Ibid.*, p. 54
- (17) エンゲルス、前掲訳書、二五五頁。

② 争議の経過

北東部における労働争議は、発生後どのような経過をたどつたのであろうか。争議終了後に鉱山検査官 S・トレイメンヒア S. Tremheere が、その印象を次のように述べていることに注目しておく。

「この大団体の人々〔争議参加者——引用者〕による行為は、二、三の例外はあるが平穩で模範的であつた。当局に対する抵抗が二、三試みられたが、それもまもなく止んだ。……無意味な機械破壊はおこなわれなかつた。機械の多くが、しかも大層価値のある機械が手近のところであり、どこでも放置されていたのであ

る。他の財産にもほとんど危害が加えられなかつたし、略奪もほとんどおこなわれなかつた。個人的な危害の例もほとんどない。いやな人間への妨害は通りすがつた際に、野次つたり、ひやかしたりすることに普通は限られていた。」⁽¹⁾

このように争議が極めて平穩であつたということは、次の記事から組合の方針であつたことがわかる。

「ダラム州の坑夫による大集会——ウィア川流域の坑夫による大集会が昨日ピットインクトン・ヒルで開かれた。一万人が参加し、ブラック・フェルでの大集会と同様の決議がなされた。地域集會はノーサンバーランドの様々な場所でも開催されてきた。その集會ではリーダー達が平和的に秩序をもつて行動するように訴えた。そうでないような行動をした者は、すべて組合の敵とみなされる。……」〔傍点は引用者〕⁽²⁾

組合の指導者達が「平和的に秩序をもつて行動するよう訴えた」のに応え、争議に批判的である S・トレイメンヒアさえもが認めるが如く平穩におこなわれたのであつた。これは如何に組合が坑夫を掌握していたかをも示すものであつたといえよう。⁽³⁾

また、「炭鉱夫は、かれらの要求を労働の雇用者にむけるにいたつたところでは、うちこわしというテクニククをもちいた。……だから、ノーサンバーランドの炭田では、坑口の機械装置のやきうちは一七四〇年代の大暴動の一部であり、……また一七六五年の暴動では機械がうちくだかれ、石炭に火がつけられた……一八三一年にいたつてもなお、ベドリントン(ダラム)のストライキ参加者は、巻揚機をうちこわした」⁽⁴⁾といわれることを考慮するならば、極めて平穩に機械の破壊も、個人に危害を加えることもほとんどなく「おこなわれたことは、以前の労働争議と決定的に異なる一八四四年争議の特質の一つであつたことがわかる。たとえ武力による威圧の下で組合が

とつた方針によるものであるとしても、このように平穩になされたのは——組合の方針がかくも徹底したのは——何によって可能になったのかを運動の形態より考察しておこう。(5)

一八四四年の争議では全体の集会や地域ごとの集会がもたれ、坑夫の士気を鼓舞していた。争議発生後、最初の集会がゲイツヘッド近郊のブラック・フェルにあるシャドンス・ヒルで四月八日に開かれていた。R・ファインズによれば「その土地に到着してみると、今まで述べられてきたなかで最も華麗で壮大な光景の一つがくりひろげられて」(6) おり、その中に炭車が演台としておかれ、指導者達が参加者の士気を高めたと同時に自制をも訴えたという。このような集会はしばしばもたれ、坑夫の結束をかためさせたのであった。(7)

また、このような集会とは別に指摘しておかねばならないのが、プリミティブ・メソジストにより開かれた集会であろう。S・トレメヒアは次のように述べて、この動向に注目している。

「この運動〔争議のこと——引用者〕とともに奇妙な印象的な方法によって宗教的感情が醸成された。……集会が度々、彼等の礼拝堂 chapel (普通は、プリミティブ・メソジスト、すなわち当地方では『ランター』 'Ranters' と呼ばれている者達の教会) で開かれ、そこでは公然とストライキの成功のために祈りがささげられた。この状況を私〔トレメヒア——引用者〕に物語った者達が用いた表現によれば、『自分の信念を強めるため』にこの祈願の集会に参加したのである。すなわち互いにストライキが成功するだろうという確信を助長するためである。……これら祈願の集会で主な話し手である地方の牧師は、言葉を自由にあらわされることによつて彼等の仲間の労働者に影響を及ぼし、一樣にストライキの主要な推進者・扇動者となつた者達であつた。」(8)

また、この集会への一参加者によれば「ストライキの間、炭礦村落

の教会では〔ストライキ〕の成功を神に祈る集会が一週間に一度、定期的に開かれていた」(9) という。この争議においてプリミティブ・メソジスト達が果たした役割は小さいものではなかったといえるであろう。北東部において「きわめて密接に労働組合と提携して」(10) いたプリミティブ・メソジストの役割は軽視されるべきではない。争議の指導者達が地域集会——つまり大集会——を開いて争議全体の高揚をはかつたとすれば、プリミティブ・メソジスト達は炭礦村落の礼拝堂での小規模な集会を開くことによつて争議参加者の脱落を防ぐとともに、争議をきめこまかな規模で組織することを可能にさせたのであった。つまり双方の集会は相互補完的に争議の維持・高揚をもたらしたといえよう。(11)

争議と北東部地域住民との関係はどうであつただろうか。住民の共感を得るための集会がここでも催された。四月一〇日のウォールズエンドで開かれた集会では極めて多数の人間が集まり、四月一五日のフオードン Fawdon の集会では次のような決議がなされた。

「炭礦主の新しい契約の下で働くことを坑夫たちが拒否するのは正当であるというのが、この集会の見解である。」(12)

更に、五月二日にも商人等との集会がバラスト・ヒルズ Ballast Hills で開かれ、次の決議がなされている。

「声明文から判断して、ノーサンバールランド及びダラムの坑夫は虐待され抑圧された階層であり、地域社会のあらゆる階層の共感と支持を受けるに価するというのが本集会の見解であり、本集会は彼等の現在の闘争中、支持するために最大限の努力をすることを誓約する。」(13)

これらの地域住民からの共感・支持があつてこそ、ストライキは続行しえた。「組合の基金は豊富にあつたので、数ヶ月にわたつて各家庭に毎週二五シリングの援助金を保証することができた」(14) というエ

ンゲルスの言葉とは裏腹に組合の基金が潤沢でなかったたのであるから「表Ⅱ参照」——たとえ他地域からの援助金が送付されていたことを考慮しても(15)——地域住民からの支持なくしては、具体的には商人によって掛売りがなされなければ肉体を維持できないという意味でストライキを続行することは不可能だったのである。

坑夫達はこのようなして自らの結束を固め争議の高揚をはかるとともに、地域の住民にも積極的に支持を訴えていったのである。こうした動きに、一八四三年末にはその経営が危殆に瀕していた北東部の大炭礦主であるロンドンデリ侯がどのような対応策をとったのか。これが次に考察すべき問題である。

註

- (1) 1846[737] XXIV, Report……Mining Districts, p. 8
- (2) *The Northern Star*, April 20, 1844, p. 5 この記事は『タイン・マーキャリー』の記事を転載したものである。
- (3) ほとんどの地域集会で組合の指導者達はこのような訴えをおこなっていた。(cf. R. Fynes, *op. cit.*, pp. 62—63)
- (4) E. J. Hobshawm, *op. cit.*, pp. 7—8 前掲訳書、八頁。
- (5) 「彼らが暴力蜂起をやったならば、武器をもたない彼等は撃破され、一面日中に炭坑所有者の勝利が決定したのである。この合法的行為は……まったくの熟慮からでたことであり、労働者の知恵と克己心のこのうえもない証明であったのである。」(エンゲルス、前掲訳書、二五九頁)
- (6) R. Fynes, *op. cit.*, p. 56
- (7) *Ibid.*, p. 57f
- (8) 1846[737] XXIV, Report……Mining Districts, p. 8
- (9) *Ibid.*, p. 16
- (10) E. J. Hobshawm, *op. cit.*, p. 26 前掲訳書、二三頁。
- (11) それがため「ほとんどのところで、ストライキが終了すると

まっさきに彼ら「プリミティブ・メソジストの牧師達」が解雇せられたことになった。」1846[737] XXIV, Report……Mining Districts, p. 8)

- (12) R. Fynes, *op. cit.*, p. 63
- (13) *Ibid.*, p. 63
- (14) エンゲルス、前掲訳書、二五五頁。
- (15) W・P・ロバーツの努力で六月四日からストライキ未まで四二九ポンド一〇シリングがロンドンから送付されたという。(R. Fynes, *op. cit.*, p. 138)

(2) ロンドンデリ侯の対応

① ロンドンデリ侯の炭礦経営に対する労働争議の影響

労働争議の発生によって、ロンドンデリ侯の炭礦は経営を更に悪化させたのではなく、逆に経営内容を好転させる機会をつかんだ。皮肉めであるが、労働者が自らの労働条件を改善するための手段としてとったストライキという行為が、北東部の大炭礦主たるロンドンデリ侯の炭礦経営に被害を与えるどころか、争議の初期においては経営内容を好転させる機会を与えることになったのである。

経営内容を好転させる機会を与えたのは第一に「ストライキがあるという絶えざる噂がロンドンでも地方の製造業者の間でも石炭の需要が刺激され、充分な価格で石炭が販売された」⁽¹⁾ことをあげなければなるまい。だが、これにも増して重要であったことは、ロンドンデリ侯の炭礦における貯炭量が一万チョールドロンにまで達していたことであろう。⁽²⁾この一万チョールドロンが如何に膨大な量であったかは、一八四一年の北東部炭田における証人の次の言をみれば理解されよう。「……貯炭することは今では滅多におこなわれません。「以前は」一年の特定の季節における需要にみあうことができなかつた

ために貯炭することが普通だったのです。今や供給能力は需要を上まわります。したがって、貯炭する必要はありません。炭坑で一、〇〇〇トンが貯炭されることは、おそらく減多になることです。最大の炭礦でさえ三、〇〇〇あるいは、四、〇〇〇トン・ロンドンを超えることは、おそらくないでしょう。」「(傍点は引用者)」(3)

すなわち、貯炭が減多になされていない時期に、しかも最大の炭礦でさえも四、〇〇〇トンを超えて貯炭することはないといわれる中であって、その二倍を超える一萬トンという量をロンドンデリ侯の炭礦では貯炭していたのである。勿論、「これは一八四三年に販売量が少なかった帰結でもあったし、規制(つまり

「ヴェンド」——引用者)の条件によって許される販売量以上に石炭をロンドンデリ侯の炭礦が産出することができるとを示していた。」

(4) つまり、既述したように新坑の掘削等により出炭能力が増大したにもかかわらずロンドンデリ侯の炭礦では石炭販売量を増加させることができなかったが、一萬トンという膨大な貯炭の存在はこうした事態を反映したものであった。しかも、この貯炭量がただ膨大であったというだけでなく、他の炭礦のそれを圧していたのである。

このような豊富な貯炭を背景にして、ストライキ開始直後「貴方(ロンドンデリ侯——引用者)は、坑夫がいなくとも一ヶ月、あるいは六週間は充分にやっつけていけるでしょう」(5)と経営内部の人間が述べていた。新たに石炭の採掘がなされなくとも、既に坑夫達により切り出されている石炭を販売することでストライキに対応しえることを示唆したのであった。ただ「石炭の積込を妨害する意図をもった暴力が企てられること」(6)にだけ注意すればよかつたのであるが、前述したように極めて平穩な争議の進行からすれば、このような「暴力」が実

現することもなかった。争議状態の中であって、貯炭を利用してロンドンデリ侯の炭礦は積極的な石炭販売をおこなった。サンダーランド港が全く閑散しているのに「炭車に積まれ降りてくるあらゆる石炭を購入し、積み込もうとしている船でシーラムはあふれている」(7)と報ぜられていたし、ロンドンデリ侯の炭礦では「何年間も横たわっていた石炭を売り払いつつ」(8)あった。勿論「ロンドンデリ侯のように高価格で販売すること、輸出入の石炭を国内市場にむけること、及び「ヴェンド」の」(committee)の「issue)にとらわれずに販売することは、規制とは正反対のことであつた」(9)のであるが、彼の炭礦では「ヴェンド」の規制にかまうことなく石炭の販売をおこなつたのである。

だが、ロンドンデリ侯の炭礦でストライキが歓迎されたのも豊富な貯炭の存在を前提としていた以上、貯炭を売り尽してしまえば様相は一変せざるを得ない。六月には貯炭が売り尽され、六月中頃にもなるとロンドンデリ侯の炭礦でもストライキは「極めて悪い事態になってきている」(10)と述べられるまでになった。膨大な貯炭を背景に、経営内容を好転させる機会として発生当初は労働争議を歓迎していたロンドンデリ侯の炭礦も、貯炭を売り尽してしまふや最早、争議の継続が経営状態の改善をもたらすものではなくなつたのである。

註

- (1) D. Large, *op. cit.*, p. 5
- (2) *Ibid.*, p. 5.
- (3) C. E. C., *1st Rep. App. I*, 1842, p. 567
- (4) D. Large, *op. cit.*, p. 5
- (5) *Ibid.*, p. 5
- (6) *Ibid.*, p. 5
- (7) *Ibid.*, p. 5

(8) *Ibid.*, p. 5

(9) *Ibid.*, p. 6

(10) *Ibid.*, p. 6

② ロンドンデリ侯の対応

石炭の販売収入が低下し経営が悪化していたロンドンデリ侯の炭礦では、一八四四年の争議に膨大な貯炭を売り捌くことによって当初は対応することができた。のみならず、経営状態を改善する機会をえたとさえいいえたのであった。したがって、彼がこの争議に何等かの積極的な介入を示すことになったのは、貯炭もほぼ売り尽した六月を過ぎてのことであつた。「この『けだかい』貴族(ロンドンデリ侯——引用者)は、一般的にも、労働者へあてた滑稽で誇大な、悪文の『布令』によってストライキ全体をつうじての道化役であつた。彼はつきつきにこうした布令を発したが、それは毎回国民の失笑をかうほか、なんの効果ももつことができなかったのである」⁽¹⁾とエンゲルスが述べているように彼は「布令」を争議の間に度々出している。チャーティストの機関誌『ノーザン・スター』*The Northern Star* に転載されているこれらの文書によって、ロンドンデリ侯がこの争議に如何に対応したのかを最初に考察することにしよう。

争議発生後、『ノーザン・スター』に最初に掲載されたロンドンデリ侯の文書とは次のようなものであつた。

「ウィンヤード・パーク

一八四四年六月一六日

ロンドンデリ侯はハンター氏に礦山監督、現場監督、現場監督補佐をただちに呼び集めるように命じた。そして彼等に以下のことを伝えた。自分の惑わされた労働者達が、雇用主の憂慮し公正であり、かつ温情にみちた考慮、つまり正当な要求にはすべて応

じたいと切望していることに公然と挑戦してから、ほぼ一〇週間になつたことを極めて残念に思っていることを伝えた。もしも仕事に復帰しなければ、意志に反するが財産を破滅から救うために困難だが効果のある方策をとらざるをえないことを彼は二週間前に警告した。彼等の気紛れ、つまり自分達は不満がないと認めたとに他人の不満を高めるために彼等が従っている陰險な忠告によって、危険な状態に最早とどまっていられない時期がきた。彼はそれ故にハンター氏と礦山監督達に次のように命じた。仕事を拒否し、一〇週間もロンドンデリ侯の側で我慢した後は、彼の家屋敷を占有し、彼の財産を保持する潜在的な権利をもつていない者達を彼の家屋から立ち退かせる手段をただちにとるように命じた。ロンドンデリ侯は、これらの命令が実行されることを監視するために明日中にペンシャーにいくであろう。

〔署名〕 ヴェイン・ロンドンデリ州長官」⁽²⁾

この文書から六月初めに彼が労働者に対する呼びかけをおこなつていことがわかるが、これは前述したことを裏付けるものといえよう。つまり六月になり貯炭がほぼなくなつた頃に彼は介入し始め、六月中旬にいたつて炭住からの追い立てという方策をとつたのであつた。しかも、州長官という立場をも積極的に利用してである。だが、これによってロンドンデリ侯は争議を鎮圧することはできなかった。「ダラム、ノーサンバーク州を通じて任人がいない何千もの小屋があつた。一方では、そこに住んでいた者達は悪天候にさらされ野外で露営している」⁽³⁾といわれた様に、労働者達は炭住からの追い立てに野宿によって対抗したのである。

この追い立てが、はかばかしい成果をあげなかつたために彼は再度、「通告」を出した。

「通告

ペンシヤ、レイントンおよびピットンクトン炭礦の坑夫、並びにロンドンデリ侯の労働者に対して

ホウルダネス・ハウス

一八四四年七月三日

もう一度、そしてこれが最後であるが、私は諸君に警告する。陰謀をたくらむ人間や狡猾な弁護士により感わされた強情な犠牲者の大部分は、いまや（一二週間のストライキのあと）自分たちが雇用主になることや、炭礦主に条件を指図することはできないのだ、ということに気付かねばならない。

すでに三、六三九人（主にノーサンバランド、ダラム地域以外の人間である）が石炭の採掘に雇われている。七六六人の分別ある者は組合を離脱し、仕事に復帰している。彼等の労働による生産高は一日あたり五、一七七トールドンである。しかもこの明白な事実を眼の前にし、また毎日もっと多くの人間が他地域からやって来るのに、老練な尊敬すべき熟慮深い炭坑夫諸君が、なお頑強に反抗することで自分たちの雇傭主を打ち負かすことができると考えるほどのぼせ上がる事ができるのだろうか？

坑夫諸君！ 私は要求する。私は諸君に嘆願する。諸君が諸君の妻、子供、州にそしてこの国にもたらそうとしている破滅を顧みることを。あと一、二週間もすれば炭礦は外国人によつて満たされることになろう。そうすれば避難所、保護も諸君にはなくなるであろう。まだ時間のあるあいだに再考したまえ！ これまで私に雇われてきた諸君すべてに、もう一度、機会を与えよう。

私は、諸君のなかに入つて、諸君に説いた。諸君を待ちかまえている愚挙、悲惨、破滅は愚かで狂気じみた組合のせいであるこ

とを諸君に指摘した。私が諸君の家から追い立てることを始める前に、諸君が仕事にもどるか否かについて考慮するため二週間の猶予を与えた。私がペンシヤにもどつてみると諸君が頑固で、強情で決心が固いことがわかった。代々、この礦山で働いてきたヴェインとテンペストの旧家の坑夫諸君に対する、私の実に温情にみちた忠告、親切な感情に諸君は関心を示さない。私は約束を実行せざるを得なかつた——責任上、私の財産、家族、地位にしばられていたのである。そこで多数の立ち退きを私は指揮した。だがそれも無駄であつた。ついでアイルランドの私の所領から労働者を連れて来て、さらに多くの労働者を立ち退かせるだろう、と諸君に警告した。諸君は私の警告に注意を払わなかつた。今私は、炭礦に四〇人のアイルランド人を連れてきています。諸君にあと一週間の猶予を与えよう。そして、もしも今月の一三日までに私の炭坑夫の大部が自分の仕事にもどらないならば、私はあと一〇〇人を連れて来て、現在、不法かつ不正にも、私の家屋を占拠している一〇〇人を追い立てることを始める。さらにつきの週には、また一〇〇人がやつて来るだろう。私自身、現場に居合わせるだろう。警察と軍隊とが、すぐ近くにいて善良な者、および異国者を保護するだろう。したがつて法の尊厳と財産権とが守られ、勝ちを制するだろう、と諸君は期待してもよからう。

私を信じよ。

諸君の誠実な友

ヴェイン・ロンドンデリ

〔傍点は原文〕 (4)

ロンドンデリ侯による坑夫の炭住からの追い立ては、それだけでは争議を鎮圧することができなかった。また既に貯炭を売り尽してしまつた彼の炭礦では石炭を生産し販売することが火急の事となつていた。

労働者を確保し、石炭生産をおこない、それによってストライキ参加者の間に動揺を呼びおこすことが彼には必要であった。このために彼がとった手段とは、自分のアイルランドの所領から労働者を連れてくるだったのである。一八四四年七月六日付の『ノーザン・スター』は「石炭王達は不満を解消するためにアイルランド方式を採用した」⁽⁵⁾と述べ、アイルランド労働者の流入という方策をとったことに触れている。また同日付の別の記事では次のように述べ、ロンドンデリー侯の炭礦にアイルランド労働者がきたことを認めている。

「ロンドンデリー侯の炭礦における礦山監督であるロングスタフ氏 Mr. Longstaff」は、アイルランドに渡って、「北東部に」渡来するように数人を誘うことに成功した。彼等は所領の上で働くにちがいないと期待していたのである。ところが、彼等がやってくる所領の中で、「つまり地中で——引用者」働かねばならぬことがわかったのである。「〔傍点は原文〕」⁽⁶⁾

(7) 「アイルランドから連れてくるのに一人当り三〇シリングかかった」のであるが、ストライキ破りとして「アイルランドから約一八〇人を連れてきた」⁽⁸⁾のであった。これらアイルランドからの労働者に対して、ストライキ参加者は直接の危害を加えることはなかった。⁽⁹⁾アイルランド労働者の流入という事態は、この争議に打撃を与えたことは無論であるが、連れてこられたアイルランド労働者にとっても大きな不幸であったといわねばならないであろう。ロンドンデリー侯の炭礦における礦山監督の一人であったラルフ・エリオット Ralf Elliot は次のように述べている。

「我々は彼等〔アイルランド労働者のこと——引用者〕に五ヶ月にわたって、一日に三シリングと食料を与えた。というのは、最初、彼等は働くことを大層こわがり自分の食料にかかるだけのものを稼ぐことはほとんどできなかったのである。」⁽¹⁰⁾

海を渡りイングランドに連れてこられ、しかも恐らく不慣れた地下労働に従事させられた——そのうえ、ストライキ破りの役割を担わされた——労働者の置かれた状況は、彼等自体にとっても不幸であった。ともかくも、スト破りとしてアイルランド労働者はロンドンデリー侯の炭礦に導入された。しかも表Ⅻより明らかのように徐々に組合を去って仕事に復帰する労働者が増えつつあった時期であるから、⁽¹¹⁾かなりの動揺をストライキ参加者に与えたことは想像に難くないところであろう。組合を離脱して仕事に復帰する者が増加していたということは、資金面での苦しさを示すものであったように思われる。先に述べた如く組合の資金が潤沢といえない状況では〔表Ⅻ参照〕——たとえ M・シュードや W・P・ロバーツ等の努力によって他地域から資金援助があつたにしても⁽¹²⁾——争議が長期化するにつれ困窮の度がひどくならざるをえなかった。トレーメンヒアによれば、商人による掛売りや、家財道具、はては結婚指輪を売って生活していかねばならなかったのである。⁽¹³⁾ロンドンデリー侯は、ここにも楔を打ち込んだのであつた。

「 通告

一八四四年七月二〇日

自分の仕事に誠意がなく、私の炭礦に雇われていない者は誰でも、坑夫であれ労働者であれ、あるいはその家族の誰でも物品を販売したり購入する目的で車両 carriage に乗り込んだり、シーアム・ハーバーに入ることは許されないとロンドンデリー侯は命令した。

ロンドンデリー侯は、再度彼のシーアムの町のすべての商店主と商人にたいし、彼らがストライキを続け組合にとどまっている炭坑夫に、なおも掛売りをするならば、その人物たちは卿の代理人と監督によって記録され、卿の炭鉱では二度と用いられることは

表Ⅱ 1844年争議の終熄〔出典は註(1)〕

	就業している採炭夫	組合離脱者	1日の採炭量
	人	人	チャールドロン
6月1日	1,386	215	1,955
8日	1,975	430	2,718
15日	2,656	474	3,565
22日	3,235	651	4,603
29日	3,639	766	5,117
7月6日	3,975	889	5,541

ないと警告した。そして商店主たちは、卿がどんな方法でも阻止できる卿の大事業からの、どのような注文も取引も決して与えられないだろうと、申し渡された。

ロンドンデリ卿は、さらにまた、商店主と商人に、卿の処置によってシーアムの町にたいする昨年の商取引が非常に増大したことを告げ、もし掛売が分別のない坑夫にたいして、不当にかつ不運におこなわれていて、それで有害なストライキを長引かすならば、彼の事業の出費をことごとく、ニューカースルに引きあげるだけの断呼とした決意があることを知らせた。

なぜならば、卿自身の町に居住する商人たちが、ばかげたストライキ、つまり彼等の所有者と主人にたいする不正で非常識な交戦を続けて、自分たち自身の悲惨な状態を長引かせている思慮を失なった労働者と炭坑夫を、団結させ、援助するようなことは、公正でもなく、正当でもなく、公平でもないからである。」(14)

この通告によつて、ロンドンデリ侯の炭礦に働く労働者にとつてはストライキを続行する基盤を失うことになつたといつてよかろう。この間にもアイルランド労働者や他地域からの労働者の流入があつたし、炭住からの苛酷な追い立ても続けられていた。これに追撃をかけるように掛売りの停止がなされた。つまり生活必需品が実質的に購入不可能になつたのである。こうした状況にいたつて出されたのが次にあげるロンドンデリ侯にあてた坑夫達の手紙であつた。

「
ダラム 七月二二日

侯——我々は、『組合を去つて仕事に復帰せよ』という貴方の手紙を受取りました。この返答として我々は次のようにいいたい——『侯よ、貴方がユニオンを去りなさい、そうすれば石炭はより安くなるうし、坑夫による労働も増大しよう』

貴方は我々が団結していることをとがめる。侯よ、我々は貴方

が同じような行為をしていることをとがめる。額の汗に価値があるから、我々は団結しているのである。貴方は『the Coal Trade Union』に、つまり炭礦主のユニオンに属している。石炭の価格をつりあげておくために、一定の価格にいつもなっているよう市場への供給を制限するために、互いに結合しているユニオンには富は結合してもよくて、労働がいけないのはどうしてか。

貴方は、我々が『我々の妻、子供、州、それに国ノ』にもたらそうとしている破滅を顧みること』を嘆願した。返答として、高炭価にしておくことで暖房を得難い贅沢なことになっている炭礦主のユニオンが冬毎にロンドンの貧民にもたらしている困難、悲惨、苦難を考慮することを我々は貴方に嘆願する。

貴方は我々のところへやってきて、『警察と軍隊とが、すぐ近くについて』貴方を支援するという特別な配慮をすることで『追い立てを始める』だろう貴方はいう。父よ、それが、坑夫という幼子に示そうという貴方の父性愛なのか。

我々のところにきなさい、候。どうぞやってきてください、そして我々の相違を解決するために『警察と軍隊』を用いることを夢想だにしないで下さい。否、やってこないことを恐れよ。少し話しあえば我々は友好的に同意するだろう。貴方はユニオンを去るだろうし、我々もそうするだろう。このことを期待する。親愛なる父よ。

我々は、貴方の慈愛深い炭坑の子にとどまる。

〔以下、多数の署名〕 (15)

坑夫達の言葉は、たしかに前段は勇ましい。だがロンドンデリ侯にユニオン——「ヴェンド」のこと——を去りなさいと述べ、坑夫自らも組合を去ろうといった時、既にストライキの帰着はみえたといつてよからう。実際、七月の最後の週には二人が、八月の最初の週に

は七九人が仕事に復帰したと礦山監督ハンターはロンドンデリ侯に報告した。(16)そして、ついに八月一日にロンドンデリ侯の坑夫達は仕事に復帰したのであった。(17)

労働者が仕事に復帰し始めると、ロンドンデリ侯の炭礦では積極的に生産、販売をおこなった。「販売しうる限りのものをすべて売るために、可能なだけ生産することが我々の方針である」(18)とロンドンデリ侯自身が述べたように、争議による混乱状態の結果、「ヴェンド」が実質的に機能しえない状況を利用して「ヴェンド」の規制に躊躇することなく生産をおこなった。いまだ他の炭礦が生産を軌道にのせえない状況をたくみについて生産を続行したのである。しかし、九月になり争議も収束すると、争議期間中のロンドンデリ侯の炭礦における石炭販売量が規制量を超過していることが「ヴェンド」内部で問題とされ、販売量を抑制するよう彼の炭礦に求められることとなった。シー・アム・ハーバーのノース・ドック完成前に「危機をひきおこす」ことは避けたいほうが得策であるという判断からこの要求には従ったものの、生産は精力的におこなわれていた。(19)

そして「一八四五年に炭礦主達が「販売量の」超過・不足について考慮するために集まると、『坑夫のストライキが極めて多様に作用した』ために『尋常でない事態』であることがわかった。超過量は、一九万九、一六三トン、不足量は四七万五、九七三トンに達していた。ロンドンデリ侯だけで、三万四、三八四トン超過していた」(20)という事態が生じたのである。ロンドンデリ侯の炭礦だけで超過量の約二割を占めていたのである。この超過故に彼は八、六〇〇ポンドの支払いを命ぜられたが、それを拒絶し「ヴェンド」を崩壊に導いた。まさしくロンドンデリ侯もユニオンを去ったのであった。

註

(1) エンゲルス、前掲訳書、二五八頁。但し、エンゲルスのいう

ように「なんの効果ももつことができなかった」の可否かは行論のうちに示されよう。

- (2) *The Northern Star*, July 6, 1844, p. 7. なお、ロンドンデリア候は一八四四年四月二十日に州長官として宣誓してゐた。またペンシエウ Penschaw は当時ペンシジャー Painsher と表記されるのが通例であつたが、訳文ではペンシジャーとした。
- (3) R. Fynes, *op. cit.*, p. 80. なお chap. xv を特に参照のこと。
- (4) *The Northern Star*, July 13, 1844, p. 4. なお、この通告が掲載された記事『貴族の傲慢 ダラムの独裁者』は、都築忠七編『資料イギリス初期社会主義、オーエンとチャーティズム』(平凡社、一九七五年)に筆者による抄訳が収められている。これにより、当時のチャーティスト達のこの争議に対する関心の一端がわかる。
- (5) *The Northern Star*, July 6, 1844, p. 7
- (6) *Ibid.*, p. 5
- (7) 1846[737] XXV, *Report……Mining Districts*, p. 16
- (8) *Ibid.*, p. 15
- (9) *Ibid.*, p. 15
- (10) *Ibid.*, p. 16
- (11) 表Ⅱの依拠したのは *Ibid.*, p. 9. である。
- (12) R. Challinor & B. Ripley, *op. cit.*, p. 137
- (13) 1846[737] XXV, *Report……Mining Districts*, p. 8
- (14) *The Northern Star*, July 27, 1844, p. 4. この通告はウェップ夫妻の書物にも掲載されている。(前掲書、一九〇頁)だが奇妙にも一段目はカットされ、二段目からである。二段目以降は訳書によつた。
- (15) *The Northern Star*, August 3, 1844, p. 6
- (16) D. Large, *op. cit.*, p. 7n.
- (17) *Ibid.*, p. 7. 労働条件に何等の変更も加えられることはな

つたという。但し、労働者側の半年間の要求に対して、炭礦主が主張していた一ヶ月という雇用期間は抜かりなく一年間にされた。しかも労働力の確保が要求されたのであつた。

- (Cf. 1846[737] XXV, *Report……Mining Districts*, p. 15.)
- (18) D. Large, *op. cit.*, p. 7
 - (19) *Ibid.*, pp. 8—9
 - (20) P. M. Sweezy, *op. cit.*, p. 127
 - (21) A. J. Taylor, "Third Marquis of Londonderry and the North-Eastern Coal Trade", *Durham University Journal*, XLIII (1955), p. 25

Ⅶ 結 語

ロンドンデリア候は争議を鎮圧するために、炭住からの追い立て、小売商人の坑夫への掛売り禁止、アイルランド労働者の流入という方策をとつた。つまり、炭礦の立地条件により規定され労働力の調達・確保のために必要であつた住宅が争議抑圧のための手段として用いられたのであり、更にこの住宅を含む炭礦村落等に対する炭礦主、地主の支配力——とりわけ「彼の町」として成長したシーアムに対するロンドンデリア候の強大な支配力——を通しての強制的な坑夫との売買禁止であつた。アイルランド労働者の導入にしても、彼は大地主であるが故に自分の所領から労働者を連れてくることができたのであつた。総じてロンドンデリア候がこの争議に対してもつた策とは、大炭礦主にして大地主、さらに州長官であることから生ずる社会的条件を積極的に労働者の抑圧にもちいたものであつたといえよう。また、ロンドンデリア候の炭礦では労働争議の初期に豊富な貯炭を売り捌くことで対応できたことが、さきの諸策を弾圧策として極めて有効にさせた要因であつた。彼の炭礦における積極的な経営拡大と「ヴェンド」規制策の強

化との矛盾の集約である豊富な貯炭の存在が争議抑圧に極めて有利な状況をロンドンデリ侯にもたらしたのである。

ロンドンデリ侯が一八四四年の労働争議に積極的に、巧妙に対応していった背景には、一八三〇年代末以来の石炭販売収入の急減によってもたらされた経営状態の悪化という事態があつたことを忘れてはならない。貯炭を売り尽した後に積極的な介入をしめしてくることもからも窺えるように、ロンドンデリ侯にとって労働争議に対応していくことは、彼の炭礦経営が悪化したことに対応していく過程でもあつた。とすれば「ヴェンド」規制策の強化により経営が危機に陥つていたロンドンデリ侯の炭礦にとり、争議の混乱に乗じて「ヴェンド」の規制を無視した石炭の生産・販売をおこない、「ヴェンド」を崩壊に導くことは、争議への対応からして当然の帰結であつたといわねばならないであろう。

一八四四年争議が「ヴェンド」崩壊の主たる要因であつたとはいいがたいが、ロンドンデリ侯のかかる行為を容易にしたという意味で、不安定となつていた「ヴェンド」に「最後の一击」を加えたと評価することはできよう。しかし、この労働争議を支援した大ブリテン・アイルランド坑夫連合はこの争議の敗北も大きな原因となつて一八四八年には消滅し去つた。ロンドンデリ侯の炭礦の坑夫による言に倣えば「富のユニオン」とともに「労働のユニオン」も崩壊したのであつた。「ヴェンド」が崩壊し、一八五一年にはロンドン市場で〈inland coal〉と〈sea-borne coal〉の本格的な競争が展開することになり、「石炭戦争」とまでいわれる地域間の激烈な競争を特徴とする時期をイギリス石炭産業は迎えることになる。こうした新たな産業的条件の下で炭坑夫の運動がいかなる形態をとり、また争議がいかなる特質をおびて展開するかは、最早、本稿の範囲をこえることである。